

平成 30 年度第 10 回安塚区地域協議会次第

日時：平成 31 年 1 月 22 日（火）

午後 7 時から

場所：安塚区総合事務所 3 階 301 会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 協 議

(1) 諮問事項に関する審議について

諮問第 106 号 上越市営賃貸住宅山中住宅の廃止について 資料 No. 1

(2) 町内会長・自治会長との意見交換会のまとめと今後の対応について

資料 No. 2

(3) 地域活動支援事業活動報告会について

資料 No. 3

(4) 平成 31 年度地域活動支援事業（安塚区）について

資料 No. 4

(5) 安塚区地域協議会としての審議内容について

4 報 告

(1) 諮問除外事項について

・上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について 資料 No. 5

・菱の里の利用料金の上限額の変更について 資料 No. 6

・六夜山荘の利用料金の上限額の変更について 資料 No. 7

(2) 事務事業評価の実施について

資料 No. 8

(3) 安塚診療所の診療体制の変更について

資料 No. 9

5 その他

(1) 次回開催 平成 年 月 日（ ）午後 時 開会

6 閉 会

上建第 41764 号
平成 30 年 12 月 5 日

安塚区地域協議会
会長 數井 憲一 様

上越市長 村山 秀幸
(都市整備部 建築住宅課)



上越市営賃貸住宅山中住宅の廃止について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項の規定により意見を求めます。

記

諮問第 106 号 上越市営賃貸住宅山中住宅の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

現在、空室となっている山中住宅について、数年空室であり、老朽化も進んでいることから、山中住宅を公の施設として廃止することに関し、安塚区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容
<p>1 設置 上越市営住宅条例（平成9年上越市条例第42号）第2条に基づき、上越市営賃貸住宅を設置する。</p> <p>2 名称及び位置 山中住宅（安塚区安塚1019番地1）</p> <p>3 定員（管理戸数） 山中住宅 1棟1戸建て 1棟</p>	<p>1 廃止予定日 平成31年3月31日</p>

※ 施設の利用状況等については参考資料1のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料2のとおり

上越市営賃貸住宅山中住宅の現状

○ 建物の概要

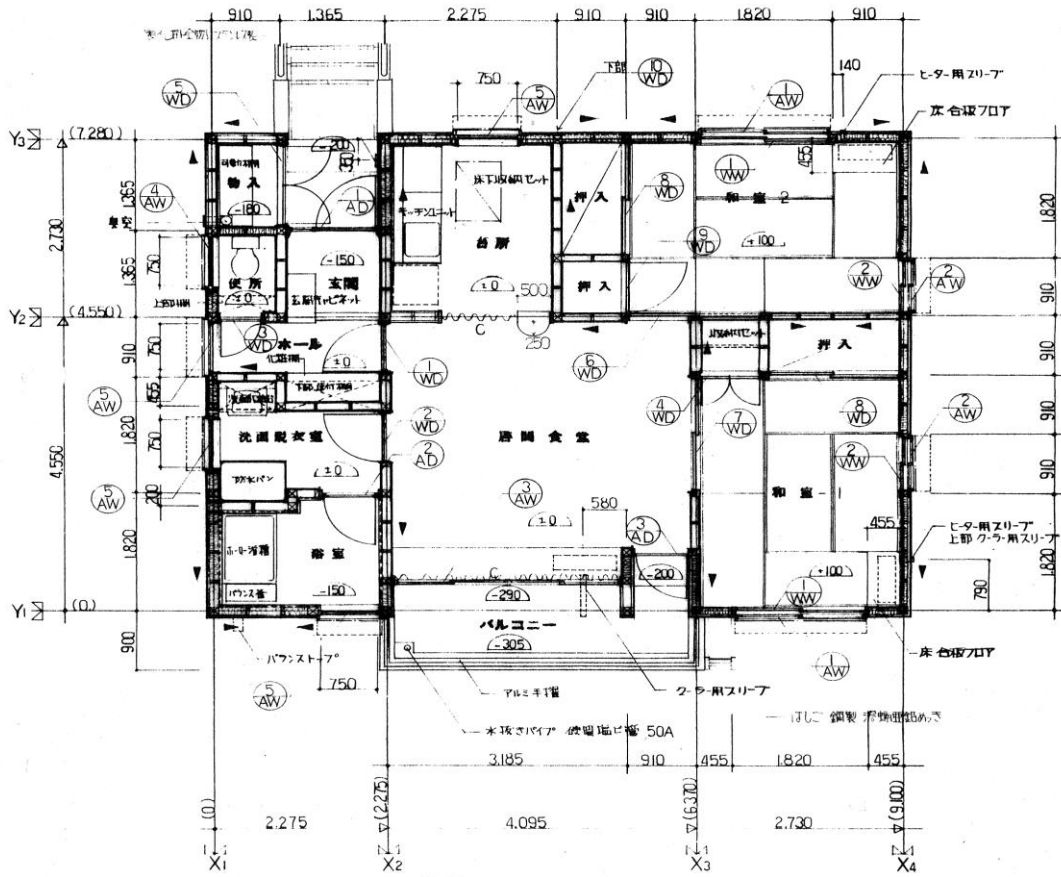
- ・ 土地面積：252.47 m²
- ・ 建物面積：1階（高床部分）63.51 m² 2階 62.07 m²
- ・ 建物構造：木造平屋建て
- ・ 建設年度：昭和58年

○ 入居実績

平成11年4月1日から平成20年5月31日まで	1世帯
平成21年12月20日から平成29年4月7日まで	1世帯

※平成29年4月8日以降入居者がいないため空室。

住宅平面図



平面図 S=1/50

一般事項

石膏ボード	不燃	種 12 ^d	厚み 25	規格 9 ^d
ビニルクロス	法定耐火	2級被覆品	JIS-0003号	
ビニルテープ	不燃	(個)1501号	(種別 各種ビニルテープ)	
化粧石膏ボード	不燃	(個)1511号	6 ^d	
破損石膏ボード	準不燃	2012号	12 ^d	
アルミ手摺	BL型	H=1200	(BL7)共	
化粧石膏ボード	準不燃	2005号	9 ^d	2002号 9 ^d

※ 不燃・準不燃は個別認定番号を記載されている。本工事はこれらの規格以外の防火性能を有するものは、必ずその性能を記載する。



工事名	電報電話局長住宅新築工事	3/14
図名	仕上図・平面図	縮尺 1/50
図番	57	57
日本電信電話公社 信越電気通信局建築部		設計 監理 建築 構造 設備 電気



町内会長・自治会長との意見交換会のまとめと今後の対応について

1 意見交換会実績について

・参加人数

37人（町内会長 13人、自治会長 12人、協議会委員 12人）

・意見交換会の開催結果について…資料 No. 2-2 のとおり

2 実施における課題、改善点等について

3 意見交換会を受けての今後の対応について

町内会長・自治会長と安塚区地域協議会との意見交換会 開催結果

- ◆開催日時 平成30年12月4日(火)午後3時～4時30分
- ◆開催会場 安塚コミュニティプラザ2階ホールほか
- ◆内 容 安塚区地域協議会として自主的審議を進めている地域活動における人員不足について、地域の課題解決に対する認識の共有や解決策の実行に繋げていくため、地域活動の実施主体である町内会長等と意見交換を実施。

○4つの班に分かれて意見交換

(第1班)

- ・主に灯の回廊や道普請を行う際の人員不足について意見交換をした。
- ・集落の行事やイベント等について、継続が難しいのであれば、集落でできる規模で実施すればよいのではないかと。また、実施する集落のみんなが楽しめる内容であればよいという意見があった。
- ・灯の回廊について、雪像を作る際に、集落の出身者が応援してきてくれると助かる。雪茶屋の後の慰労会が楽しみで、話したことのない人と話せるという意見があった。
- ・道普請について、当日の作業に出られない方は負担金をもらうという集落があった。しかし、お金を払えば欠席してもよいという考えになってしまい、集落のすべての行事に対してお金を払って欠席するという状態になってしまうことが懸念された。また、道普請の作業には直接支払で対応できないかという意見があった。
- ・高齢者が多いことから、万が一の怪我に備え作業者に保険をかけている。
- ・集落の行事に関するアンケートを行った集落があった。雪茶屋については廃止の回答が60%であったが、集落で行う行事については85%が継続を希望する回答であった。アンケートにおいて、若者の集落行事に対する意識が低いことが分かった。

(第2班)

- ・道普請や集落の祭り、灯の回廊について意見交換をした。
- ・現状として、神社の除雪や道普請、集落のイベント等人員が足りない場面が多い。
- ・神社のお祭りなど、高い場所にあるため足腰が弱った高齢者には参加するのが大変である。
- ・灯の回廊の雪茶屋は、保健所の申請等手続きが大変である。お客さんは地元のものを食べたくて来ているのに食べ物を提供していない状況である。
- ・雪茶屋での販売は、代金としてではなく協賛金として協力いただいている。

- ・「工夫」と一言で言うのは簡単だが、実際行動をする人は集落において同じ人となってしまい、その人ばかりが負担になっている。
- ・役員のなり手がだんだんいなくなっている。
- ・プロジェクト委員会を立ち上げて世代間交流を進めている。道普請などにIターンの人や子供も参加してくれている。
- ・集落の活動におけるハード面は多面的機能支払交付金、ソフト面は直接支払で対応し、字費をあまり使わないようにしている。直接支払は第4期に入っているため今後が不安である。
- ・今後の展望として、まずは自分達が楽しむ、やれることをやる、若い人のやりたいことをやるという意見があった。

(第3班)

- ・人員不足はどの集落でも深刻な問題と認識しており、最小限の規模で行事やイベントを継続している集落もあれば、やむを得ず中止してしまった集落もある。
- ・行政の協力で企業や看護学生などのボランティアを受け入れて継続しているが、10年後も同じ体制でできるかどうかは全く分からないので、今後のことを真剣に考えていかなければならない。
- ・今後の展望として、隣接集落との合併を考えていく時期に来ているのではないか。人材派遣のネットワークを構築して、雪おろしや農作業に対応できるようにしてはどうか。

(第4班)

- ・現状としては、人員が少ないがお互いに協力したり規模を縮小したりしてなんとかやっている状態である。
- ・5年後、10年後はわからないが、限られた中でできることをやるしかないのではないか。
- ・取組の工夫としては、地域の祭り等は地元の事業所等に参加してもらい人員不足を補っている集落。小中学生や若い人からイベントに参加してもらっている集落、除雪費用や人員を削減するためにイベントの場所を変えた集落があった。

○全体での意見交換

- ・どこの集落も同じような悩みがあると思う。自分たちの住んでいる地域の良いところや悪いところを分かっているが、それを口に出さなければ問題は浮上してこないし、現状や課題を共有できないと思う。
- ・他の班の報告で、隣接集落との合併も考えられるという話を聞いて、そういったことも視野に入れていく必要もあると思った。
- ・集落の人口は年々減少してきている。集落によって対応の仕方は異なるのかもしれないが、近隣集落との合併は、人員不足に対する方法の一つとし

て考えられると思う。

- どの集落も人員不足は課題であると思う。集落を運営するには資金が必要であるが、各集落で多面的機能支払交付金を活用できると思う。その中に広域活動組織という取組がある。集落独自でなく広域的に連携した活動を行うことで取組とすることができるが、活動をするにあたってはお金がついてまわる。今後は多面的機能支払交付金の取組について内容をもっと検討してもよいと思う。

平成 30 年度地域活動支援事業活動報告会（案）

- 1 実施方法 今年度、地域活動支援事業を活用して事業を実施した全ての団体（9 団体）から活動内容を報告していただく。（事業が終了していない団体については、途中経過の報告）
①説明、質疑を含めての持ち時間 1 団体 ____分※昨年度 10 分
②順番は提案書の受付順
- 2 日 時 平成 31 年 ____ 月 ____ 日（ ____ ） ____ 時 ____ 分から
※昨年度：平成 30 年 3 月 3 日（土）
午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで
- 3 会 場 安塚コミュニティプラザ 3 階大会議室
- 4 内 容
 - ・開会の挨拶
 - ・活動報告会
 - ・平成 31 年度地域活動支援事業について
 - ・閉会の挨拶
- 5 進 行 _____委員
- 6 参加者
 - ・実施団体
 - ・町内会長、自治会長
 - ・区内各種団体※来年度の地域活動支援事業についての説明も行うため、実施団体以外にも周知する。

地域活動支援事業に係る課題等について（集計後）

1 制度全般について

- ・全体的にはアウトラインが出来ている。
- ・地域により事情が異なる。各区一任でよい。
- ・連続年の支援について、限定してはどうか。
- ・地域にとって活動の幅を広げる大変良い制度だと思う。補助希望額が100万円を超えるような事業を計画する場合は、事前相談にて地域協議会の審査を行い、上越市の関係部署や機関と協議できる体制を作ることができないか。
- ・他地域の地域協議会委員の意見として、祭り（神事）の法被、自主防災設備について疑問を呈した方がおられた。当協議会も大半が採択されたが、地域活動支援事業として、制度全般の課題ではないかと思う。
- ・各区の配分額を今より多くすればよいと思う。
- ・市全体の基準として、防災用品の購入については、地域活動支援事業の対象外にしてはどうか。
- ・提案書の内容については、各団体で事業内容が異なるため、その都度地域協議会で検討していただき、指導してもらおう。
- ・良い制度だと思う。
- ・安塚採択でいいと思う。
- ・現状でよい。

2 安塚区の採択基本方針について

- ・同種の補助金額は年々減額すべき（自主努力を促すべき）。
- ・他の地域協議会では補助金額の上限や下限を設定してない所もあり、門徒を広げる意味で当区でも補助金額の制限を設けないでよいのではないか。
- ・助成回数は、提案団体が資金に困っていて、提案事業が広く市民に認めていただけるものであればこだわらないでよいと思う。
- ・補助対象事業については、市民が必要と思いき要望しているのであるから今まで通り『身近な地域での課題の解決や活力の向上』に合っていればよいと思う。
- ・安塚に生活している市民全員が安塚をよくしようと取り組みやすい使いやすい支援事業にしてもらいたい。
- ・なんらかの協議は必要かと思うが、具体的には難しい。時間をかけた協議が必要である。
- ・同じ提案、団体からの数年連続した提案について、ある程度制限してもいいのではないかと思う。
- ・採択方針については今までどおりでよいが、毎年同じ団体から申請があるものについては今後検討が必要である。
- ・現状でよい。

3 プレゼンテーション・採点・審査方法について

- ・プレゼンテーション後に意見交換をし、採点してはどうか。疑問点の解消等が図られ、採点がしやすくなるのではないか。
- ・質問の時間がもう少しあれば良い。
- ・個々の思いから採点に差が生じることがないように、採点者の平均を出す場合、各委員の最高点者と最低点者を除外し残りの10人で平均値として算出してはどうか。
- ・採点によって不合格になった場合に「議論しない」というのはどうかと思った。
- ・採点の前に議論をするか、不合格点であっても委員から「議論必要」との提案があれば、議論してもよいのではないか。
- ・採点については、各委員で考え方があり点数に違いがあるのは当然である。
- ・現状でよい。

4 その他全体に係る課題、改善点等

- ・基本審査・優先採択方針との適合性で適合しないにチェックを入れた場合、平均点を算出する際にその人数を0点として加算すると、平均点が15点以下になって門前払いとなってしまふから、平均点を算出する際の人数的については、適合するにチェックを入れた人だけにすべきではないか。
- ・地域協議会＝地域活動支援事業が中心となっているようだ。負担が大きすぎないだろうか。
- ・提案事業実施後の検証のため、昨年同様視察が必要。
- ・提案書の提出締切日に時間まで明記すべきである。
- ・新規の団体が応募しやすい広報、支援（提案の方法、提案書の書き方等）が必要である。
- ・各団体が、自主的に事業を行おうとすることに感謝したい。申請までの準備や会議、集会こそが地域活性化の原点であると思う。
- ・その場で採択方針を変えるような発言はしてもらいたくない。

平成 31 年度 上越市地域活動支援事業（安塚区）について【検討事項】

1 スケジュール

平成 30 年度	平成 31 年度（予定）
①事前相談 3月1日(木)～30日(金)	①事前相談 3月1日(金)～29日(金)
②事前相談の周知 3月1日(木) (班回覧)	②事前告知 2月中旬 (平成30年度活動報告会の周知を含む)
③募集要項の配布 4月1日(日) (全戸配布、防災行政無線)	③事前相談の周知 3月1日(金) (班回覧)
④事業の募集期間 4月2日(月)～27日(金)	④募集要項の配布 4月1日(月) (全戸配布、防災行政無線)
⑤プレゼンテーション 5月15日(火)	⑤事業の募集期間 4月1日(月)～4月25日 (木)正午まで
⑥地域協議会(審査) 5月17日(木)	⑥プレゼンテーション 5月21日(火)
	⑦地域協議会(審査) 5月23日(木)

2 追加募集

平成 30 年度	平成 31 年度
2次募集までとする	

3 採択方針に関する事項

平成 30 年度	平成 31 年度
<p>【安塚区地域自治区の採択方針】</p> <p>(1) 優先して採択する事業</p> <p>安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <p>①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業</p> <p>②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業</p> <p>③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業</p> <p>④中山間地域の活性化に資する事業</p> <p>⑤克雪・利雪・親雪に資する事業</p> <p>⑥良好な景観づくりに資する事業</p> <p>⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資</p>	<p>【安塚区地域自治区の採択方針】</p> <p>(1) 優先して採択する事業</p>

<p>する事業</p> <p>⑧防災力の強化、消防団・自主防災組織等の活性化に資する事業</p> <p>⑨安全安心のまちづくりに資する事業</p> <p>⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業</p> <p>⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業</p> <p>(2) その他の事業</p> <p>優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。</p>	<p>(2) その他の事業</p>
<p>【補助率・補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助率は原則補助対象経費の100%とする。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額を上回る場合や、事業内容、事業ごとのバランス等の理由により、補助率・補助金額を調整する場合があります。 補助金額は1件5万円以上、上限おおむね100万円とし、1万円単位で助成する。 	<p>【補助率・補助金額】</p>
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択とする。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額に満たない場合は、平均点が15点に満たない事業であっても採択する場合があります。 	<p>【審査基準】</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集期間中についても、応募・事業提案に係る相談を受け付けるものとする。 審査については公開を原則とする。 提案者に対しプレゼンテーションを行う。 事業終了後、実施団体による地域活動支援事業活動報告会を行う。 防犯灯のLED整備事業は補助対象としない。 提案団体の代表が地域協議会委員の場合、採択に係る審査の段階で協議には参加できるが、採点を行わない。 	<p>【その他】</p>

平成 31 年度 【安塚区】

上越市地域活動支援事業 審査・採択の基本的なルールについて（案）

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査を行う委員

- ・審査を行う委員は、会長・副会長を含む全地域協議会委員とする。
- ・ただし、提案団体の代表者が委員である場合は、採択に関する協議に参加できるが、採点者にしない。

(2) 委員による提案内容の確認

- ・事務局は事業募集終了後、「地域活動支援事業提案書受付一覧」を作成し、申請者による「事業提案書」とともに委員に送付する。
- ・委員は提案書の内容を確認し、疑問点等を整理し、プレゼンテーションを受けた上で質疑する。

(3) プレゼンテーションの実施

- ・提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- ・提案者は提案内容を説明した後、委員からの質疑に応える。
- ・各提案団体の持ち時間は、説明・質疑を含めて 10 分程度とする。

(4) 委員による審査・採点

- ・プレゼンテーション終了後、委員は送付された資料等の内容を踏まえて、基本審査、優先採択方針との適合性（「適合する・適合しない」の別を記入する形式）の判断と共通審査項目の採点を行う（基本審査で「適合しない」とした事業は採点を行わない）。
- ・委員による採点結果は、事務局への「採点票」の提出をもって確定する。

安塚区の採点方法

- ・審査は、「採点票」に基づき、書類により行う。
- ・基本審査欄は、「適合する・適合しない」をチェックする。
- ・基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、「適合しない」とした理由を必ず記載する。
- ・採択方針との適合性について、「適合する・適合しない」をチェックする。
- ・審査項目の審査基準ごとに 5 段階で評価する。
- ・審査基準ごとの評価を踏まえて、採点（1 点から 5 点の範囲）を行う。
- ・2 点以下の採点をした場合、その他の特記事項に劣っている理由を記入する。

配点の目安

5 点…優れている	4 点…やや優れている	3 点…普通
2 点…やや劣っている	1 点…劣っている	

(5) 審査結果の集計

- ・事務局は、提案事業ごとに採点票の結果を集計し平均点を算出する。
- ・基本審査で「適合しない」とした事業も平均点を算出する際は点数を 0 点として取扱い、その採点者を割り返す人数に加える。

2. 採択の基本的なルール

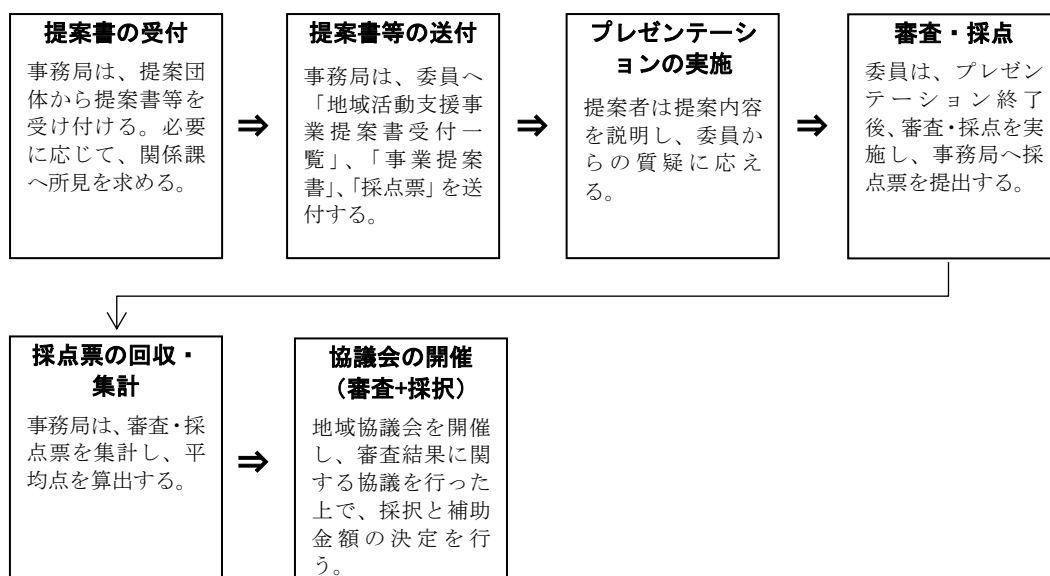
(1) 採択事業の検討

- ・ 審査結果が確定した後、地域協議会を開催し採択の可否を協議する。
- ・ 提案事業は、共通審査基準の採点合計の平均点が 15 点に満たない場合は不採択とする。
- ・ ただし、採択事業の補助金額総額が配分額に満たない場合は、協議によって 15 点未満でも採択できる。この場合、劣っている部分の改善を条件とする。

(2) 補助額の検討

- ・ 補助率は原則 100%とする。ただし、補助金の総額が配分額を上回る場合や、事業内容等により補助金額や補助率を調整する。
- ・ 補助金額は 1 件 5 万円以上、上限をおおむね 100 万円までとする。

<参考>ながれ（イメージ）



※地域活動支援事業に係るプレゼンテーション・審査は、原則公開です！

1. 採点対象

事業名	△△地区高齢者いきいき支援事業
提案者名	△△地区活性化協議会

2. 採点内容

(1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

※適合しないとした場合、必ず理由を記入してください。

(2) 地域自治区の採択方針

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
<p>1 優先して採択する事業</p> <p>安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <p>①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業</p> <p>②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業</p> <p>③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業 ④中山間地域の活性化に資する事業</p> <p>⑤大雪・利雪・親雪に資する事業 ⑥良好な景観づくりに資する事業</p> <p>⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業</p> <p>⑧防災力の強化、消防団・自主防災組織等の活性化に資する事業</p> <p>⑨安全安心のまちづくりに資する事業 ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業</p> <p>⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業</p> <p>2 その他の事業</p> <p>優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(3) 共通審査基準

※採点は、1点から5点の5点満点です。

審査項目	審査基準	評価欄			採点欄	
		優	普	劣		
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	①	_____	_____	5	
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか	①	_____	_____		5
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	①	_____	_____		
④参加性	・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか	_____	_____	①	2	
⑤発展性	・新たな取組の視点はあるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	_____	①	_____		4
合計					20	

* 採点は整数で行ってください。

(4) その他特記事項

新規事業であり、今後の会の発展性に期待ができる事業であると思う。 ④参加性については、対象者が高齢者ということもあり、会場周辺の住民のみの参加となると思う。

※事業に関するご意見のほか上記の審査項目において2点以下の採点をした場合、必ず理由を記入してください。

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成30年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮って御応募ください。



■募集期間

平成30年4月2日(月)から4月27日(金)まで(必着)

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※上記のほか、防犯灯のLED整備事業については、市の補助事業を活用するものとし、安塚区では地域活動支援事業の補助対象となりません。

■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

<ポイント！>

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 平成31年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、安塚区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額

《安塚区の予算（配分額）》 520万円

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 安塚区の補助率は原則補助対象経費の100%です。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額を上回る場合や、事業内容、事業ごとのバランス等の理由により、補助率・補助金額を調整する場合があります。
- ・ 安塚区においては、補助金額は1件5万円以上、上限おおむね100万円とします。

<ポイント！>

- ・ 補助金の額は10,000円単位（10,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、安塚区総合事務所に持参してください。

<ポイント！>

- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、提案を予定している総合事務所、まちづくりセンターへ事前に御相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ&Aは、安塚区総合事務所の窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）を行います。
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。

(1) 安塚区の採択基本方針

(1) 優先して採択する事業

- ・安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区の地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

- ①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、又は住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業
- ③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業
- ④中山間地域の活性化に資する事業
- ⑤克雪・利雪・親雪に資する事業
- ⑥良好な景観づくりに資する事業
- ⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業
- ⑧防災力の強化、自主防災組織等の活性化に資する事業
- ⑨安全安心のまちづくりに資する事業
- ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業
- ⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業

(2) その他の事業

- ・優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。

(2) 基本審査・共通審査

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。
- ・安塚区では共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択とします。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額に満たない場合は、平均点が15点に満たない事業であっても採択する場合があります。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none">・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。・全市的な方向性と合致しているか。・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none">・地域の実情や住民要望に対応したものか。・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。・緊急性の高い提案事業であるか。・ほかの方法で代替できないものであるか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none">・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none">・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none">・新しい発想が感じられる取組や先進的な取り組みであるか。・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

<ポイント！>

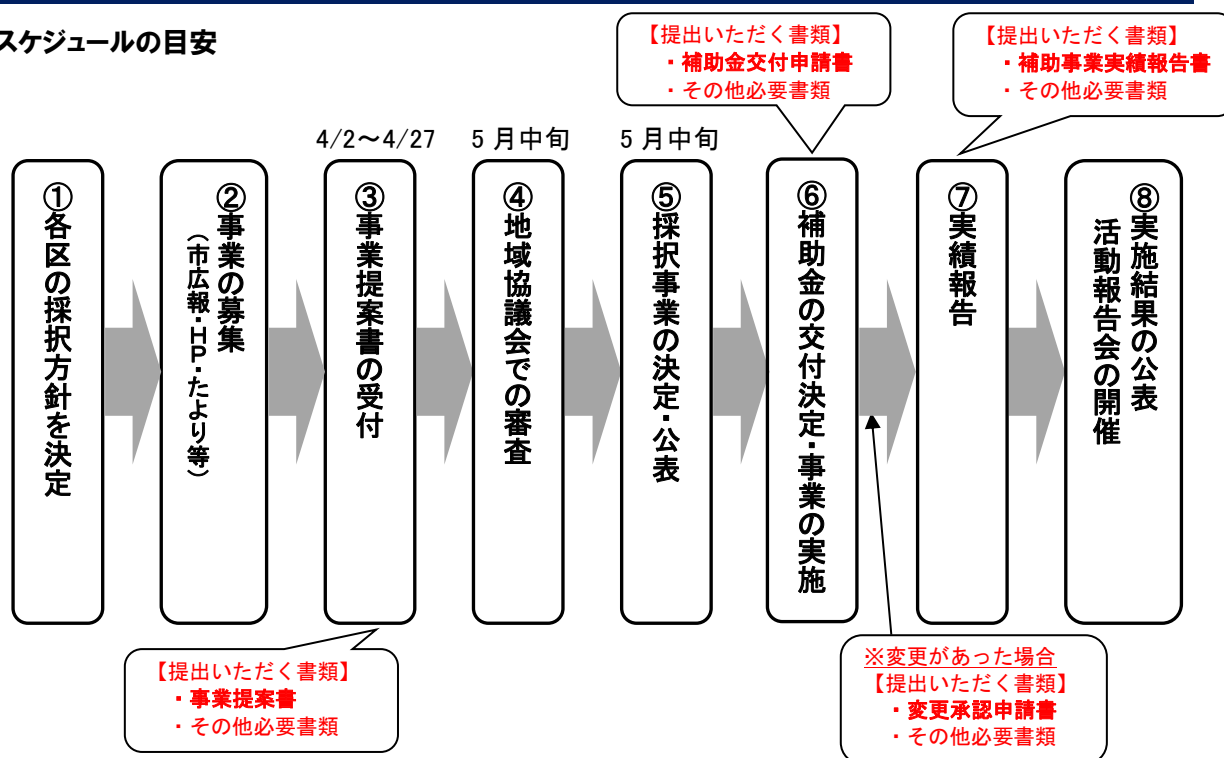
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方は、安塚区総合事務所で御確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、活動報告会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめ御了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）

※スケジュールの目安



こちらまで御相談・御応募ください！

安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ

電話 025-592-2003

募集期間中、応募・事業提案に係る相談を行います。事業内容や事業提案書等の作成方法など、応募・事業提案に関することなど、お気軽に御相談ください。ただし安塚区で実施する事業に限ります。

※事前に電話予約をお願いいたします。直接おいでになりますと長時間お待ちいただく場合があります。御協力をお願いします。

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細について御確認ください！



上越市

自治・市民環境部 自治・地域振興課（電話 025-526-5111 内線 1429、1584）

1 平成30年度 採択方針

区名	採択基準	備考
高田区	<p>【高田区の採択方針】 住民自ら主体的に取り組む地域課題の解決に必要な事業のうち次の1～6に掲げる事業を優先的に採択します。</p> <p>～地域活動資金を活用して目指すまちの姿～ 江戸時代に造られた町並みを今に残す城下町高田は、地域の歴史、文化の中心として長く栄えてきたまちです。地域活動資金を活用して、このまちが持つ魅力を引き出し、人と人がふれあい、活気に溢れ、住民が誇りを持って暮らせる地域づくりを目指します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高田市街地がにぎわい、活性化させる事業 (例)空き店舗の活用を推進する事業、人の流れを生み出す事業、活性化のための調査研究に関する事業、学生や子どもたちが主体となって実施する事業 2 地域の魅力を高め、観光を振興する事業 (例)高田公園の魅力を高める事業、まちなか回遊型観光を推進する事業、観光客の満足度を高めるための事業、高田の地域ブランド形成のための商品開発・地域資源の利活用等に関する事業 3 人にやさしいまちづくりを進める事業 (例)高田市街地の居住空間としての機能を高める事業、地域で子育てを応援する事業、高齢者の健康増進を図る事業、高齢者、障害者をもつ人等の生活しやすい環境をつくる事業 4 歴史・文化の保存・活用に役立つ事業 (例)城下町高田地区周辺の町並み・景観の整備に関する事業、伝統的な歴史・文化遺産の伝承と発信に関する事業、雁木・町屋の保存と利活用に関する事業 5 住民の交流を活発にする事業 (例)団体間の連携・協力の強化を図る事業、人と人との交流の促進を図る事業、若者が主体的に取り組む事業、地域行事の活性化を図る事業 6 上記以外の高田区の重要課題の解決に必要な事業 (例)新幹線開通後の公共システムに関する調査・研究事業、文化・スポーツの振興に関する事業、住民の安全・安心な生活に必要な事業、自然環境の改善に関する事業 <p>※ 上記1～6に該当しない事業については、優先して採択する事業に当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【補助金の限度額】 上限：なし 下限：なし 【審査基準】 基本審査にて、採点者の過半数が「不適合」とした場合は不採択。 基本審査で「不適合」とした委員は、当該事業の共通審査項目の採点を行わない。 【共通審査基準の記点】 傾斜配点なし 【補助対象外事業の追加】 防犯灯のLED整備及び道路等社会資本の修繕を含む事業は補助対象としない。</p>
新道区	<p>新道区では、自主的審査事項等の協議を通じ、まちの活性化を図ることが当面取り組むべき地域課題として捉えているが、これまで募集してきた新たなまちづくりへの取組や継続・拡充事業も大切であると考えている。そこで、地域住民が自主的・主体的に取り組む事業のうち、地域のふれあい交流やにぎわい創出、世代を超えた人と人との交流などのまちの活性化に結びつく事業をはじめとする、地域の活力向上に役立つ事業を優先して採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・子育て支援事業 (例)高齢者世帯の見守り、世代間交流 ・交通安全・防災・防犯事業 (例)安全安心マップの作成・配布、防災訓練、防犯パトロール ・生活環境保全事業 (例)地域のクリーン活動、花壇の整備 ・健康づくり事業 (例)健康体操、健康ウォーク、ロードレース、運動会 ・教育・文化・スポーツ・観光事業 (例)祭の伝承、スポーツ活動 <p>※優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【補助金の限度額】 上限：なし 下限：5万円 【基本審査】 審査する委員の2/3以上が「不適合」と判断した事業は不採択 【共通審査基準の記点】 傾斜配点なし 【補助対象外事業】 町内会館の修繕、既存防犯灯のLED化(新設のみ可) (※ユニフォーム等は提案内容を斟酌し内容を見て判断)</p>
金谷区	<p>金谷区の採択方針</p> <p>豊かな地域資源を活用し、将来を見据え、自然と調和し、地域コミュニティと連帯性を高める「まちづくり」に住民自ら取り組み、住み続けたい地域づくりを進める。 このような、地域住民のマンパワーにより自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <p>【優先して採択する事業】 【観光振興】 例：観光振興事業／地域住民が掘り起こし、観光資源として活用するまちおこし事業／観光広報・案内事業 【中山間地対策】 例：中山間地における再開発・活性化、地域資源活用、施設の再点検・整備事業／中山間地施設利用者への交通便利性確保事業 【安全・安心】 例：交通安全確保事業／防犯・防災による安全安心なまちづくり事業 【施設の利用促進】 例：区内施設の利用促進事業 【まちづくり啓発】 例：まちづくりの普及啓発事業 【少子高齢化対策】 例：少子高齢化に対応した介護・子育てへの直接的・間接的支援事業／食育啓蒙事業／高齢者福祉事業／要介護者の把握・連携・対応事業 【農業・地産地消】 例：地産地消の促進事業／農業体験事業 【教育文化】 例：教育文化の継承・啓発・振興事業</p> <p>※優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。(その他の事業として採択)</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【補助金の限度額】 ・上限：なし ・下限：5万円 【審査基準】 ・基本審査にて、採点者の過半数が「不適合」とした場合は不採択。 ・優先採択審査にて、採点者の過半数が「該当しない」とした場合は、「その他の事業」となり、優先採択事業より順位が下位になる。 ・共通審査にて、点数が満点の半数に満たない事業については不採択とする。 【共通審査基準の記点】 傾斜配点なし</p>
春日区	<p>地域住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、春日山城跡を中心とした豊かな歴史、文化と自然の宝庫を活かし、保存整備を基本とした観光客を迎える環境整備のため、住民が自主的・主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業 ○ 地域住民が心豊かで安全安心に暮らせる住みよいまちづくりを進める事業 ○ 春日区の自然景観と観光資源の整備活用を図る事業 ○ 観光に関係するイベントの企画、実行や特産品開発などにより、地域力の向上に資する事業 ○ 関係団体や地域住民の総力をあげた環境への関心向上のための事業 ○ 春日山を中心とした地域の自然・里山・歴史等を学ぶ事業 ○ 芸術・文化・スポーツを通じた活動により、地域の活性化に資する事業 ○ 地域住民が互いに尊重し理解を深め、繋がりを形成できる事業 <p>(順不同)</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【補助金の限度額】 上限：なし 下限：5万円 【ヒアリング】 実施しない 【プレゼンテーション】 希望により実施(委員からの質問の機会なし。プレゼンテーションを希望しない団体は、場合により書面による質問事項の照会あり) 【基本審査】 廃止(H26～) 【共通審査基準の記点】 傾斜配点なし 【その他】 プレゼンテーション前後に、質問事項の意見交換会が各1回あり</p>
諏訪区	<p>(優先して採択する事業) 諏訪区では、豊かな自然環境を活かした新たなまちづくりへの取組とともに、これまで地域で行われてきた取組の継続・拡充等も大切であるため、それぞれの事業を広く募集するとともに、諏訪区のコミュニティを維持していくための事業も募集する。 なお、事業の採択に当たっては、地域住民が自主的・主体的に取り組むことにより、後の地域の活力向上に資するよう、次の項目に該当する事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域振興に関する事業 ・ 農業振興事業 ・ 交通安全・防火防犯事業 ・ 教育文化事業 ・ 健康・福祉事業 ・ 住民福祉向上やコミュニティ基盤強化に関する事業 ○ 諏訪区内への移住(転入)を促進する事業 <p>(その他の事業) 優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【補助金の限度額】 上限：なし 下限：5万円 【ヒアリング】 全事業を対象に実施する 【基本審査】 審査する委員の3/4以上が「不適合」と判断した事業は不採択 【共通審査基準の記点】 傾斜配点なし 【審査の自粛】 ① 地域協議会委員が提案団体の長を務める場合 ② 「移住促進諏訪の会」が提案する事業について、地域協議会委員がその役員である場合</p>
津南区	<p>津南区は、豊かな自然環境、歴史的・文化的施設、教育施設などの地域資源を活用する一方、高齢化、少子化といった社会問題に的確に対応することで、暮らしやすい魅力ある地域づくりを目指す必要があることから、以下のテーマに沿った取組を優先的に採択します。 また、共通審査基準の審査に当たっては、恵まれた地域資源を活用することを基本とし、効果が広い地域に波及すること、子どもから大人まで幅広い住民が参加できると、将来にわたって発展することを勘案しますので、提案の際には配慮してください。 なお、この採択方針に該当しない取組は、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択します。</p> <p>【募集するテーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを産み育てる環境整備に役立つもの ○ 高齢者が安心して暮らせる環境整備に役立つもの ○ 住民の健康・福祉増進、子育て、青少年健全育成に役立つもの ○ 地域コミュニティ活動の推進が期待できるもの ○ 津南区の自然や産業を活かし、地域の活性化が期待できるもの ○ 地域の観光・文化施設や史跡などのPRに役立つもの ○ 地域の環境保全、景観美化などに役立つもの 	<p>【補助率】 10/10以内(補助希望額の総額が予算額に満たない場合であっても、審査により減額する場合がある。) 【補助金の限度額】 上限：なし 下限：5万円 【基本審査】 審査する委員の1/2以上が「不適合」と判断した事業は不採択 【共通審査基準の記点】 傾斜配点なし</p>

三郷区	<p>【三郷区の採択方針】 三郷区に暮らす人たちが、世代を超えた人と人との交流を深めながら、愛着を感じられる地域づくり、安全・安心にいきいきと暮らせる地域づくりを進めるために、三郷区の地域活動資金を活用し、住民が自ら主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。</p> <p>1 地域活性化に資する事業 〔世代間の交流促進を図る事業〕、〔地域内の各種団体の活動を推進する事業〕、〔三郷区の歴史資源の再発見・活用に係る事業〕、〔特産品や地域資源を創出するための事業〕 〔路線バスの利用促進に向けた事業〕、〔農業後継者を育成確保する事業〕、〔将来を担う若者の交流促進に向けた事業〕</p> <p>2 安全・安心な地域づくりに資する事業 〔地域防犯・防災活動の充実を図る事業〕、〔通園・通学の安全を確保するための事業〕、〔地域内の危険箇所の排除に関する事業〕</p> <p>3 住民の健康と福祉の増進に資する事業 〔子育て支援に関する事業〕、〔子育て当事者同士の交流を促進する事業〕、〔住民の健康の増進を図るための事業〕、〔高齢者支援体制の整備に関する事業〕、〔高齢者同士の交流を促進する事業〕</p> <p>※ 上記1～3に該当しない事業については、優先して採択する事業には当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスを踏まえて採択する。</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【補助金の限度額】 上限：なし 下限：1万円 【審査基準】 基本審査にて、採点者の過半数が「適合しない」とした場合は不採択。 優先採択審査にて、採点者の過半数が「該当しない」とした場合は、「その他の事業」となり、優先採択事業より順位が下位になる。 【共通審査基準の配点】 傾斜配点なし</p>
和田区	<p>【和田区の採択方針】</p> <p>豊かな自然に囲まれた和田区は、北陸新幹線の開業により大きく変化しつつあります。ここで生活する新旧の住民が、連帯感を持ち明るく快適な生活を送るために、また、次世代を担う子どもたちが、誇りと愛着を感じられるような魅力と活力ある地域を創造するために、和田区の地域活動資金を活用し、住民が自ら主体的に取り組む事業のうち、先駆的でチャレンジ精神に富んだ次に掲げる事業を優先して採択します。</p> <p>【優先して採択する事業】 ○新幹線開業に伴うまちづくり 新幹線開業に伴う意識高揚を図る事業／上越市の玄関口としての情報を発信する事業／空き家活用・居住促進対策事業／研究組織の立ち上げ事業 ○環境(自然・生活)の保全・活用 持続可能な環境・社会を目指す事業／地域ぐるみ田園景観づくり事業／関川・矢代川の水辺環境整備事業 ○住民自治・交流の促進 住民まちづくり組織の充実事業／新旧住民間の交流促進・連帯意識向上事業 ○農・工・商業の活性化 農・工・商の後継者育成確保事業／農・工・商の地域的産業を振興活性化させる事業 ○少子高齢化対策 少子化対策事業／老人世帯支援体制づくり事業 ○安全・安心対策 子どもたちの安全・安心対策事業／防災体制・住民防災ネットワーク形成事業／通学路歩道整備事業 ○教育・文化・スポーツの振興 伝統行事・文化交流促進事業／地理的・歴史的背景から独自の物語を創作する事業／芸術文化教育事業</p> <p>※ 上記以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【補助金の限度額】 ・上限：なし ・下限：5万円 【審査基準】 ・基本審査にて、採点者の過半数が「不適合」とした場合は不採択。 ・優先採択審査にて、採点者の過半数が「該当しない」とした場合は、「その他の事業」となり、優先採択事業より順位が下位になる。 ・基本審査で「不適合」とした委員は、当該事業の優先採択審査及び共通審査項目の採点を行わない。 【共通審査基準の配点】 傾斜配点なし</p>
高土区	<p>高土区の課題解決と活性化のためには、地域活性化のために新たに取組を立ち上げること、これまで活発に行われてきた取組の継続・発展の両方が必要です。そのため、これから新たに行う取組と、これまで継続的に行われてきた取組のそれぞれを広く募集しますが、より多くの事業提案を促すため、特に新たに行う取組を重視します。 なお、採択に当たっては、以下のポイントに沿った取組を優先的に採択します。</p> <p>○これから新たに行う取組 ・取組の効果が、高土区内の特定地域に限らず、他の地域にも波及すること ～過去の採択例～ 小学生の金管楽器・衣装の整備、高土のイメージキャラクター創出、高土小学校の松の木の整備、料理教室、キャンディイベントの開催、中学生ワークショップの支援 など…</p> <p>○これまで継続的に行われてきた取組 ・取組の効果が、高土区内の特定地域に限らず、他の地域にも波及すること ・これまでの取組を振り返り、やり方を工夫するなど、できる範囲での改善をしていること ～過去の採択例～ 地区体育大会、高齢者の見守り・食会食談会、ふるさと高土まつり、高土地域の歴史調査、とどよびの開催、岩の原小唄の保存・伝承、お買い物ツアー など…</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【補助金の限度額】 上限：なし 下限：1万円 【基本審査】 審査する委員の3/4以上が「不適合」と判断した事業は不採択 【共通審査基準の配点】 公益性 2倍 参加性 2倍</p>
直江津区	<p>【採択方針】 直江津区住民の生活環境の向上に資する事業のほか、交通の要衝・結節点である直江津区の活性化につながる事業、歴史と文化あふれる直江津区の観光資源を活かす事業とし、事業実施による効果が期待できる事業でソフト事業を優先的に採択する。</p> <p>【優先的に採択する事業の分野】 ○地域振興に資する事業 (例) まちの活性化、各種団体との連携、文化・歴史・観光資源の活用、港や海を活かした事業 等 ○生活環境の向上に資する事業 (例) 不法投棄対策、美化活動、循環バスの運行 等 ○人にやさしいまちづくりに資する事業 (例) 歩いて暮らせるまち、住民交流の場の充実、健康増進運動 等 ○住民の生涯学習に関する事業 (例) 講演会、講習会、各種講座 等 ○安全安心なまちづくりに資する事業 (例) 防災・防犯対策、住民の見守り、通学路の安全確保 等 ○教育文化に資する事業 (例) 教育環境の充実、子育て支援 等 ○その他 上記に属さないが、直江津区の住みよきにつながる事業で、地域活動支援事業の目的に沿った事業</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【上限・下限】 なし 【ヒアリング】 実施しない ※書面での質疑応答を行う 【審査】 提案書及びヒアリングの結果を踏まえ協議を行い、過半数の委員が採択すべきとした事業について採択とする。 委員の個別採点(公益性を3倍、必要性、実現性、参加性をそれぞれ2倍、発展性を1倍)に基づき、委員の過半数が30点以上としたものを採択する。</p>
有田区	<p>【採択方針】 有田区住民の生活環境の向上に資する事業及び住民の生活環境の向上に資する事業で、事業実施による効果が期待できる事業を優先的に採択する。 なお、優先的に採択する以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランス、地域の要望等を考慮し採択する。</p> <p>【優先的に採択する事業の分野】 ○地域振興に資する事業 (例) 住民交流(世代間交流)事業、各種団体との連携、住民啓発事業 住民交流の場(施設、公園など)の充実 等 ○生活環境の向上に資する事業 (例) 環境美化活動、道路沿線のクリーン活動、花いっぱい運動、住環境の充実につながる事業 等 ○安全安心、地域防災の向上に資する事業 (例) 安全安心マップ作製・配布、通学路危険箇所の調査・マップ作製、防犯活動(ベスト、帽子、旗等の整備)支援、水害避難訓練 等 ○教育文化・健康に資する事業 (例) 教育環境の充実、伝統文化の継承(復活)、スポーツ・レクリエーション事業、健康増進事業 等 ○その他 上記に属さないが、有田区の活性化につながる事業</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【上限・下限】 なし 【ヒアリング】 実施する 【審査】 提案書及びヒアリングの結果を踏まえ協議を行い、過半数の委員が採択すべきとした事業について採択とする。</p>
八千浦区	<p>【採択方針】 区内住民の創意工夫により自主的に取り組み、区の活性化及び区内住民の連携・交流に寄与することができる次の項目に沿って優先的に採択する。 1 提案される事業は、従来の事業を発展させたものか、新たに取り組む事業とする。 2 事業を実施することにより、地域の活性化と区内住民の生活環境等の向上を図ることが期待できるものとする。 なお、提案された事業が前記項目にそわない場合は、提案された趣旨や区内で実施されている事業の地域バランス、地域要望の状況等を考慮し採択することができる。</p> <p>【優先的に採択する事業の分野】 ○地域の振興 (例) 地域資産の有効活用や広報、地域活性化事業、コミュニティの基盤強化に関する事業 等 ○交通安全・防犯・環境の整備 (例) 交通安全・防災など住民の安心安全の強化につながる事業や、住環境の向上に関する事業 等 ○教育文化・健康・福祉の充実・振興 等 (例) 生涯学習、青少年健全育成活動、伝統文化継承、健康づくり、高齢者・子育て支援など住民の福祉向上につながる事業 等 ○その他 上記に属さないが、八千浦区の活性化につながる事業</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【上限・下限】 なし 【ヒアリング】 実施する 【審査】 提案書及びヒアリングの結果を踏まえ協議を行い、過半数の委員が採択すべきとした事業について採択とする。</p>

保倉区	<p>【採択方針】 保倉区住民の生活環境の向上を期待する事業のほか、少子化・高齢化に対応する区の活性化につながる事業、農林水産省の「ため池百選」に選ばれた青野池、白鳥、二員寺の森などの地域資産を活かす事業、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。 ・優先的に採択する以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランス、地域の要望等を考慮し採択する。</p> <p>【優先的に採択する事業の分野】 ○地域振興事業 (例) 保倉区活性化事業、既存組織との連携、地域資産の有効活用 等 ○少子・高齢化に対応する事業 (例) 子育て支援事業、高齢者健康講座、スポーツ少年団への支援 等 ○生活環境の向上 (例) 花壇・池・水路の整備事業、公園や公民館施設などの充実 等 ○安全安心な地域づくり (例) 安全マップの作成・配布事業、防災組織の充実、子どもたちの安全確保 等 ○教育文化 (例) 青少年健全育成の推進、伝統文化・技術の継承、地元ボランティアへの支援、教育文化施設などの充実 等 ○その他 上記に属さないが、保倉区の活性化並びに振興につながる事業</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【上限・下限】 なし 【ヒアリング】 実施する(事業費20万円以上のみ) 【審査】 提案書及びヒアリングの結果を踏まえ協議を行い、過半数の委員が採択すべきとした事業について採択とする。</p>
北諏訪区	<p>【採択方針】 北諏訪区の活性化につながる事業及び住民の生活環境の向上に資する事業で、事業実施による効果が期待できる事業を優先的に採択する。 なお、優先的に採択する以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランス、地域の要望等を考慮し採択する。</p> <p>【優先して採択する事業の分野】 ○地域振興に資する事業 (例) 地域の魅力づくり、各種団体との連携、住民交流の場の充実、住民交流(世代間交流)事業、住民啓発事業 等 ○生活環境の向上に資する事業 (例) 定住促進、住環境の充実につながる事業 等 ○安全安心、地域防災の向上に資する事業 (例) 自主防災組織の活動支援(ソフト)、消防団員の発掘・確保 等 ○教育文化・健康に資する事業 (例) 教育環境の充実、伝統文化を継承する事業、スポーツ振興事業 等 ○その他 上記に属さないが、北諏訪区の活性化につながる事業</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【上限・下限】 なし 【ヒアリング】 実施する 【審査】 提案書及びヒアリングの結果を踏まえ協議を行い、過半数の委員が採択すべきとした事業について採択とする。</p>
谷浜・桑取区	<p>【採択方針】 谷浜・桑取区住民の生活環境の向上を期待する事業のほか、少子化・高齢化に対応する区の活性化につながる事業、谷浜・桑取区の観光資源を活かす事業、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。 ・優先的に採択する以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランス、地域の要望等を考慮し採択する。</p> <p>【優先的に採択する事業の分野】 ○地域振興事業 (例) 谷浜・桑取区(まち)の活性化、既存組織との連携、海岸と温泉を活かした事業、耕作放棄地の復元事業、観光広報・案内事業、中山間地における再開発、自然保護(河川、農業、森林、海岸) 等 ○生活環境の向上 (例) たにはま公園の活用事業、公共交通機関の維持確保・利用促進事業 等 ○安心安全な地域づくり (例) 防犯マップの作成・配布事業、広域自主防災訓練実施事業、高齢者の見守り、子どもたちの安全確保、海岸整備事業 等 ○少子・高齢化に対応する事業 (例) 世代交流事業、高齢者健康講座、子育て支援事業 等 ○教育文化 (例) 青少年健全育成の推進、伝統文化・技術の継承、地元ボランティアへの支援、歴史遺産や観光資源を活用した事業 等 ○その他 上記に属さないが、谷浜・桑取区の活性化につながる事業</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【上限・下限】 なし 【ヒアリング】 実施する 【審査】 提案書及びヒアリングの結果を踏まえ協議を行い、過半数の委員が採択すべきとした事業について採択とする。</p>
安塚区	<p>1 優先して採択する事業 安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区の地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。 ①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業 ②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業 ③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業 ④中山間地域の活性化に資する事業 ⑤克雷・利雪・親雪に資する事業 ⑥良好な景観づくりに資する事業 ⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業 ⑧防災力の強化、消防団・自主防災組織等の活性化に資する事業 ⑨安全安心のまちづくりに資する事業 ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業 ⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業</p> <p>2 その他の事業 優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。</p>	<p>【補助率・補助金額】 ・補助率は原則補助対象経費の100%とする。ただし、採択事業の補助総額が予算を上回る場合や、事業ごとのバランス等の理由により、補助率を調整する場合がある。 ・補助金額は1件5万円以上、上限概ね100万円とし、1万円単位で助成する。 【プレゼン】 ・実施 【審査基準】 ・共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択とする。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額に満たない場合は、平均点が15点に満たない事業であっても採択する場合がある。 【補助対象外事業】 防犯灯のLED整備事業は補助対象としない。</p>
浦川原区	<p>1 優先して採択する事業 浦川原区の豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、浦川原区地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。 ・行政と住民、NPOなどの団体と住民が協働により取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業 ・過疎化、高齢化などの地域課題に対して先駆的に取り組む事業で、住民全体の福祉の向上に資する事業 ・安全安心なまちづくりと次世代を担う青少年の健全育成に資する事業 ・区内の各種施設を有効活用しながら事業展開することにより、施設の利用促進に資する事業 ・地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の元気づくりに資する事業</p> <p>2 その他の事業 「優先して採択する事業」以外の事業は、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮しつつ、公益性を重視して採択する。</p>	<p>【補助率】 設定なし(10/10以下) ※提案の合計額が区の配分額を上回った場合に減額 【補助限度額】 設定なし 【提案書のプレゼンテーション】 提案者からの事業説明、地域協議会委員からの質問を含め、1提案者につき25分の時間(提案数が多い場合には調整する。)を設け、プレゼンテーションを行う。 【審査方法】 採択方針に基づきプレゼンテーションを受けて委員個人による審査を行い、その後、全体で協議する。</p>
大島区	<p>【大島区採択方針】 1 優先して採択する事業 上越市大島区には、ホテルが生息する豊かな自然環境があり、保倉川と田妻川両岸には人々の営みが刻んできた棚田の風景が見られ、周辺には自然豊かなブナ林が集落と一体となって広がっている。 この恵まれた地域資源を生かし、市民自らの取組で住み続けたい地域づくりを進めるため、上越市地域活動支援事業における大島区の事業選定にあたっては、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む発展性のある事業のうち、大島区地域活動資金の範囲内で、次に掲げる事業を優先的に採択する。 ○ 団体等が主体的に取り組む地域づくりのための事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 ○ 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などにより、地域の活性化に資する事業 ○ 子育て支援、高齢者生活支援などの少子高齢化対策に資する事業</p> <p>2 その他の事業 上記事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。</p>	<p>【補助率】 10/10以内 【上限・下限】 上限額概ね100万円(下限なし) 【助成回数】 同一事業は3回まで(平成24年度採択からカウントする) 【プレゼンテーション】 現場のある事業のみ、現地で提案者の説明を聞く。 【審査】 提案書及びヒアリングの結果を踏まえ協議を行い、過半数の委員が採択すべきとした事業について採択とする。補助希望額が配分額を超えた場合は点数化する。</p>

<p>牧区</p>	<p>1 採択方針 (1) 牧区に定住する人材の育成又は確保につながり、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を対象とする。 (適用例) ・社会教育の推進や伝統文化の保存継承に寄与する事業 ・雇用の促進に寄与する事業 ・産業振興に寄与する事業 ・健康増進に寄与する事業 ・少子高齢化対策に寄与する事業 ・環境保全に寄与する事業 ・安全・安心活動に寄与する事業 ・生活環境の維持・向上に寄与する事業 ・観光資源の活用や交流拡大に寄与する事業 ・その他上記に属さないが、地域の活性化に寄与する事業 (2) 既存事業においては、これまでの懸案事項や問題点を解決するための新しい工夫が追加されていること。工夫が見られないとみなされた場合、不採択あるいは補助額が減額となる場合がある。 2 補助率及び補助限度額 (1) 補助金額の上限は100万円とし、補助率は原則100%とする。 (ただし、共通審査基準の採点を基に、傾斜配分により減額する。) (2) 共通審査基準採点後の補助金総額が、牧区への配分額を上回った場合は一律減額し、それに満たなかった場合は地域協議会において2次募集の実施等について協議を行う。 3 提案事業の審査と決定 (1) 牧区地域協議会委員による聞き取り調査を行い、その後の会議(審査会)において審査、採択等を決定する。 (2) 採択は「基本審査」、「牧区の採択方針」及び「共通審査基準」それぞれの結果を踏まえ、総合的に判断する。 (3) 提案の状況によっては、複数の事業を提案した団体からの採択は1事業とする場合がある。</p>	<p>【審査方法及び採択基準】 ・基本審査項目及び牧区採択方針の審査は、各委員の〇×数の合計で適否を決することとし、委員の半数以上が適合(〇)と判断した事業を採択とする。なお、委員が適合しないと判断した事業は、共通審査基準の採点は行わない。 ・共通審査項目は、各項目それぞれ12点(ただし、②必要性は16点)の5項目の合計が64点満点とし、傾斜配分により減額を行う。 ・傾斜配分は各委員の平均点が54点以上は100%、41点以上は90%、28点以上は80%、28点未満は70%を基準とする。</p>
<p>柿崎区</p>	<p>柿崎区における地域活動支援事業採択方針 (優先して採択する事業) 第1条 柿崎区は、地域の歴史・文化や伝統の保存・活用を推進するため、団体等の自主的、主体的な取組のうち、次に掲げるものを優先的に採択する。 (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存・活用に関するもの (2) 子どもたちの健全育成に関するもの (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に関するもの (4) 特産品の開発等により地域産業の活性化に関するもの (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に関するもの (6) まちづくりを担う人材育成に関するもの (7) 地域の環境美化に関するもの (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの (9) 安全・安心な地域づくりに関するもの (事業の採択等) 第2条 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる。 2 共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しないことができる。 3 共通審査基準の加点は、行わない。 (補助金の額等) 第3条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。 (1) 従前の補助採択回数(事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。)が1のもの 10分の9 (2) 従前の補助採択回数が2以上のもの 10分の8 (3) 前2号以外のもの 10分の10 2 地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる。 (追加募集の有無) 第4条 採択の結果、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、地域協議会で追加募集の有無を決定する。</p>	<p>柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項 (委員の除外) 第1 地域協議会委員が役員(会長、副会長)を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参与することができない。 (事業の採択基準) 第2 採択方針第2条第2項に規定する柿崎区地域協議会が別に定める基準は、次のとおりとする。 (1) 共通審査基準の評点が、15点以上であること。 (2) 共通審査基準の各項目の評点が、それぞれ3点以上であること。 (共通審査基準の評値等) 第3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を3点以下とする。 (プレゼンテーションの実施) 第4 提案者に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。ただし、継続事業に関しては、委員からの要請又は団体から希望があった場合のみ、プレゼンテーションを行う。 (1) 1事業当たりの持ち時間は10分以上とし、説明時間は6分以内とする。 (2) プレゼンテーションの参加人数は、1団体につき5人以内とする。 (審査方法) 第5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。 (1) 基本審査及び地域自治区の採択方針の審査は、委員が協議の上、決定する。なお、「適合しない」と判断した場合、その理由を付して、提案団体へ通知する。 (2) 共通審査基準は、各審査項目とも1点から5点の範囲で採点を行う。 (提案変更が提出された場合の取り扱い) 第6 事業の採択決定後、補助金交付申請書提出前、団体から提案変更があった場合、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 提案者は、地域協議会に変更内容の説明を行い、委員が協議の上、変更承認の可否を決定する。 (2) ①においては、団体の役員(会長、副会長)である委員は除外とする。 (成果報告) 第7 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする。</p>
<p>大潟区</p>	<p>自然をいかし、いのちを活かす、心なごむ湖さいのまちづくりを目的に、地域独自の資源や住民活動を活かし、住民自らが地域の課題解決や活力ある地域づくりを目指す取り組みを推進するため、提案者が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。 ■優先して採択する事業 ・福祉や健康を充実させるための事業 ・安全安心な地域づくりのための事業 ・交流人口の拡大等のための事業 ・地域資源等を活かした事業 ・文化・スポーツ活動等を振興させるための事業 委員の半数以上が「優先して採択する事業」のいずれかに合致すると判断した場合、「共通審査」の点数の高い事業から順に大潟区の配分額の範囲で採択します。 ただし、平均点が12.5点未満は不採択とします。 ■その他の事業 「優先して採択する事業」の採択・補助額決定後、配分額に余りがある場合は、「その他の事業」の「共通審査」の点数の高い事業から順に大潟区の配分額の範囲で採択します。 ただし、平均点が12.5点未満は不採択とします。平均12.5点以上15点未満は、協議のうえ、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して協議のうえ決定します。</p>	<p>1/25地域協議会で決定済み</p>
<p>頭城区</p>	<p>1 採択する事業 頭城区における豊かな地域資源を活かし、地域住民が自らの取り組みにより、住み続けたいまちづくりを進める事業で、頭城区の地域活動支援事業を活用し、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業とする。 2 提案(応募)することができる事業の例 ●地域特性を活かしたまちづくり 歴史遺産を活かしたまちづくり事業、特産品等を活かした活性化事業、まちづくり計画の策定事業、まちづくり情報の発信事業、観光ボランティア育成事業、観光ガイドブック作成・配布事業、耕作放棄地復元モデル事業、空き店舗活用事業など ●安全安心なまちづくり 自主防災訓練等の事業、防犯マップの作成・配布事業、安全・安心講演会事業 など ●景観形成・生活環境の向上 自然公園・里山の環境整備・保全事業、河川・湖沼の周辺美化・水質保全事業 など ●健康・福祉の充実 健康講座・健康ウォーク等の事業、高齢者世帯の見守り活動事業、子育て支援事業 など ●教育・文化・スポーツ活動の振興 青少年育成事業、文化(生涯学習)振興事業、スポーツ(生涯スポーツ)振興事業、郷土史学習事業、伝統文化・技能の保存・伝承事業 など ●その他 上記のほか地域活動支援事業の目的に合致する事業 3 採択順位 共通審査の傾斜配分後の点数の高い順とする。ただし、傾斜配分前の点数合計が10点以下は不採択とする。</p>	<p>【補助率】 10/10以内(補助希望額の総額が予算額に満たない場合であっても、審査により減額する場合がある。) 【補助金の限度額】 上限:なし 下限:5万円 【プレゼン】 実施する</p>
<p>吉川区</p>	<p>1 目的 吉川区における豊かな地域資源を活かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら自主的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の取扱いを定めるものとする。 2 採択する事業の分野 上記の目的達成に向け、上越市地域活動支援事業の採択審査を行う際、下記の項目に該当する提案事業について採択するものとする。 ●地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業 ●生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業 ●地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業 ●子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業 ●地域づくりを担う人材育成に資する事業 3 補助率 ① 審査により採択となった事業の補助率は、原則補助対象経費の100%とする。 ただし、採択事業の補助希望総額が吉川区の配分額を上回る場合や、事業ごとのバランス等の理由により、審査の結果、補助率を調整する場合がある。 ② 国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に採択した事業については、上記の補助率にかかわらず、国県市等の補助率等と同程度の補助を行う。 4 補助金額 ① 補助額の上限は原則100万円とする。ただし、効果が吉川区全域に及び、地域の活性化に大いに資する事業等、吉川区地域協議会が認めた場合は、上限を引き上げることができる。 ② 補助希望総額が予算を上回る場合、補助額の減額や事業に対する条件を付す場合がある。 ③ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 ④ 補助金の概算払い請求は、行うことができる。 5 審査基準 共通審査基準の公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目にそれぞれ5点を配点し、委員全員の平均点が25点満点中13点に満たない場合は不採択とする。 6 プレゼンテーション(計画・企画案・見積もりなどを、会議で説明すること) 提案者は、プレゼンテーションを行うものとする。 7 委員による現地視察 審査に先立ち、必要に応じ、委員全員による現地視察を行う。</p>	

中郷区	<p>天恵に浴する豊かな自然や太古縄文時代から先人がこの舞台で培った歴史と文化を活かし、住民自らの取組みにより住み続けたい地域づくりを進めるため、町内会やコミュニティ組織、各種団体等が自主的・主体的に取組む次に掲げる事業を採択します。</p> <p>1 基本的な観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎自治の実効性を高めようとするもの ◎公共的な目的を果たすために、協働性があるもの <p>2 優先する分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎未来を担う人づくりに関する分野 (生涯学習の推進、文化・スポーツ活動の振興、若者の地域づくりへの参画、男女協働参画社会の実現など) ◎文芸・文化に関する分野 (喜びを分かち合える子育て活動、健康を促す活動、高齢者の見守り・張り合い・やりがい、生きがい活動など) ◎生活をもとに産業に関する分野 (魅力ある生活を実現する農林業等の振興、商業や観光振興、地域資源を活用した特産品の開発など) ◎四季の自然との共生に関する分野 (克雪コミュニティ育成、環境美化や自然環境の保全など) ◎地域力を高めるコミュニティネットワークに関する分野 (地域間・異世代間・異種間等の交流、近所付き合いの推進、生活交通ネットワークなど) ◎各分野を横断する相乗効果のたはらぐ事業 <p>3 その他の事業</p> <p>その他の事業については、審査基準と照らし合わせ、提案内容を精査し採択します。 なお、防犯灯のLED化事業は対象外とします。</p> <p>4 補助率及び補助金</p> <p>公共性のある多くの提案がされるよう、次のとおり補助率、補助限度額を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 10/10以内 ・補助金 下限 1万円 上限 100万円 <p>ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができ</p>	<p>【補助率】 10/10以内</p> <p>【上限・下限】 上限：100万円 下限：1万円</p> <p>【審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本審査 過半数の委員が「適合しない」とした事業は不採択 ②共通審査基準 5項目の審査項目について、全委員の平均を得点数とする。 【共通審査基準の記点について】 傾斜記点を実施 ※発展性のみ10点、それ以外の4項目は5点とし、30点満点中10点以上を採択とする。 <p>【プレゼンテーションについて】 全事業を対象にプレゼンテーションを実施</p> <p>【ポイント】 その事業が広く地域に還元されるような事業、発展・継続するような事業の提案を募集する。</p>
板倉区	<p>《優先して採択すべき事業》 板倉区の特長資源と交通上の立地の優位性を生かし、内外の交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、地域住民が自主的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択すべき事業とする。</p> <p>①板倉区の魅力を発信する事業 キャッチフレーズの作成や、インターネットの活用等により板倉区の歴史・文化・特産物の情報や魅力を広く発信する事業 (例)・ホームページを構築し地域やイベントを紹介する事業 ・ガイドブックを作成し、観光スポットを紹介する事業</p> <p>②板倉区の歴史・文化を伝える事業 板倉区の歴史・文化の保存や伝統行事を復活させる事業 (例)・伝統文化である神楽や踊りを保存・継承する事業 ・地域に伝わる昔話を紙芝居にし、上演する事業</p> <p>③板倉区の新たな価値を創り出す事業 板倉区の様々な資源を観光や産業振興に結び付ける事業 (例)・地域の観光資源を整備し、説明員を育成して観光客を呼び込む事業 ・区内にある貴重な資源(自然・物)を活かし、体験やイベントを行う事業 ・観光振興のための研究会を開催する事業 ④地域や世代をつなぐ事業 複数の地域・団体間の交流や、子供から高齢者までの世代間交流を促進する事業 (例)・まちづくりのためのフォーラムを開催する事業 ・複数の団体と協力し地域おこしのイベントを開催する事業 ・中学生が地域やイベントで楽器を演奏し、地域と交流する事業</p> <p>《その他の事業》 優先して採択すべき事業以外の事業で、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる場合は採択すべき事業とする。</p> <p>《補助対象としない事業》 ・防犯灯のLED整備事業 ・申請団体のみ交流促進に留まる事業</p> <p>《補助対象としない経費》 イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等は、受益者負担とする。</p>	<p>【補助率】 10/10以内</p> <p>【上限・下限】 上限：100万円 下限：5万円</p> <p>・提案者(団体)へヒアリングを行う。</p> <p>《その他考慮すべき事項》 ①過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について十分確認・審査し、採択の可否を判断する。 ②複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しないこととする。 ③備品(※)については、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入経費を削減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制等を確認する。 (※)備品とは、耐久年数が1年以上で、長期間にわたってその形状を変えずに繰り返し使用できるものをいう。1回限りで使い切るとは使用につれ量が減る文房具や紙類等の消耗品と区別する。 ④工事や修繕については、工事等の実施が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、工事等が住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。</p>
清里区	<p>【平成30年度清里区の採択方針】 清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援します。 「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択します。</p> <p>1 地域活動支援事業の目的 身近な地域における課題解決や地域の活力向上に向け、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。</p> <p>2 優先して採択する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の健康福祉・青少年の健全育成を図る事業 (2) 地域の歴史文化・スポーツ活動を図る事業 (3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業 (4) 地域の資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりに関する事業 (5) 地域の安全・安心を図る事業 <p>3 その他の事業 優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業</p>	<p>【運用規程】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 補助率・補助限度額等 (1) 補助率は、補助対象経費の100%以内とし、審査の結果、補助率を引き下げる場合がある。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を削減できない理由や、後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付する。 (2) 補助金額は1件5万円以上とする。ただし、千円未満を切り捨てた額とする。 (3) 事前相談 平成30年3月1日(木)から3月31日(土)※相談日時の事前連絡 (4) 募集期間 平成30年4月1日(日)から4月27日(金)※提案書提出日時の事前連絡 2 審査方法及び採択基準 (1) 書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行う。 (2) 基本審査、採択方針の審査は、地域活動支援事業の目的、清里区の採択方針それぞれについて、審査する委員の過半数が「不適合」とした場合は不採択とする。 (3) 共通審査基準は、各項目それぞれ5点満点とし、傾斜記点はしない。 (4) 共通審査基準の審査する委員全員の合計点の平均点が15点未満の場合は不採択とする。 (5) 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。
三和区	<p>1 優先して採択する事業 三和区の魅力は、表情豊かな里山と田園風景である。これら自然を守りつつ、自然と共生し、さらに歴史・文化などの資源を活用しながら生活の利便性、快適性をさらに向上させ、住民自らの取組により、一人ひとりが生き生きと生活し、今後とも終の棲家として実感できる地域づくりを進めることが当三和区の重要課題と言える。 したがって、三和区に配分される地域活動資金については、こうした地域住民が自主的・主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取組む地域づくりなど「地域活性化事業」 ② 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらうための「安全・安心サポート事業」 ③ 地域農業の発展に資する担い手の育成や、地域農業資源を活用した新たな価値を創出する「地域農業振興事業」 ④ 自然・環境・文化財など後世に残すべき「敵視的資産の保全・保存事業」 ⑤ 子どもから高齢者までの広範囲にわたる「健全育成または健康増進事業」 <p>2 その他の事業 優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。</p> <p>3 次の事業については、補助の対象としない。 防犯灯・外灯等のLED化事業、防災器具の整備事業</p>	<p>【補助率】 10/10以内 ・補助率は原則100%とするが、事業内容や審査の結果により、補助金の減額や補助率を調整する場合があります。</p> <p>【補助金額】 上限：150万円 下限：1万円</p> <p>【ヒアリング等】 ・プレゼンテーションを含めたヒアリングを実施する。 ・必要に応じて現地確認を行うことができる。</p> <p>【審査】 ・採択方針に適合する事業を優先する。 ・点数の上位の事業から配分額までの範囲で採択する。ボーダーライン上にある事業は、補助率に関わらず配分額までの額を補助額として採択することができる。ただし、辞退があった場合は、次点の提案事業を繰り上げて採択することができる。 ・また、ボーダーライン上の事業及びその下位の順位で採択ラインに達している事業について、事業内容等を勘案し全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。</p>
名立区	<p>●採択方針 名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み(不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然)をいかし、名立区の目指す将来像である「たれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的・主体的に取り組む事業を採択する。 <地域特性・地域資源の視点> 「地域特性・地域資源」とは、自然環境にとどまらず、歴史文化、教育、産業、交通など、名立区の有する地域の特徴や魅力全体を指すものであり、そうしたものをいかに事業として下記の事業区分にあるような取組が挙げられる。</p> <p>◇事業区分◇</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業 2.景観形成、生活環境の向上事業 3.安全・安心な地域づくり事業 4.健康・福祉の充実事業 5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業 6.自然環境保全事業 7.地域特性、地域資源をいかした観光振興事業 8.地域間等の交流事業 9.その他、名立区の活性化につながる事業 	<p>【補助率】 ・原則的に補助対象事業費の100%とする。</p> <p>【補助金額】 ・下限は5万円、上限を100万円とし、千円単位で交付する(千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)。</p> <p>【採択基準点】 ・審査員全体の採点の平均点が30点(50点満点)を上回るものとする。 【具体的な審査方法等】 ・調査4に記載</p>

2 平成30年度 募集期間、周知方法等

区	①募集期間	②土日の対応	③相談会・説明会			④周知方法	
			相談会・説明会日時	相談会・説明会会場	説明会参加者数	地域協議会だより、各区版募集要項の発行日	左記以外での周知方法
高田	4/1-4/27	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月12日 18:30～	高田公園オーレンプラザ	28名 一般：13名 委員：11名 報道：1名 事務局：3名	・3/1地域協議会だより全戸配布（説明会、事前相談の周知） ・4/1募集要項全世帯配布	
新道	4/2～4/23	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月5日 19:00～	新道地区公民館 多目的ホール	36名 一般：20名 委員：13名 事務局：3名	・2/15地域協議会だより全戸配布（説明会の周知） ・4/1募集要項全戸配布	
金谷	4/1～4/27	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	①3/13(火) 18:30～ ②3月12日 15:30～ (金谷地区振興協議会総会の冒頭で説明)	①福祉交流プラザ第1会議室 ②IAえちこ上越中央支店 大会議室	①21名 一般：7名 委員：11名 事務局：3名 ②59名 総会出席者：57名 事務局：2名	・3/1地域協議会だより全戸配布（説明会、事前相談の周知） ・4/1募集要項全世帯配布	・有線ページング放送（募集期間中週2回程度）
春日	4/2～4/23	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月7日 18:30～	上越市市民プラザ	37名 一般：16名 委員：18名 事務局：3名	・2/15地域協議会だより全戸配布（説明会の周知） ・4/1募集要項全戸配布	
諏訪	4/2～4/27	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月1日 19:30～	諏訪地区公民館	21名 一般：7名 委員：11名 事務局：3名	・2/15地域協議会だより全戸配布（説明会の周知） ・4/1募集要項全戸配布	
津有	4/2～4/27	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月9日 18:30～	津有地区公民館	33名 一般：20名 委員：10名 事務局：3名	・2/15地域協議会だより全戸配布（説明会の周知） ・4/1募集要項全戸配布	
三郷	4/1～5/7	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	1/21(日) 17:00～ (三郷地区町内会長連絡協議会総会の冒頭で説明)	三郷地区公民館	16名 総会出席者：13名 委員：1名 事務局：2名	・3/1地域協議会だより全戸配布（事前相談の周知） ・4/1募集要項全世帯配布	・有線ページング放送（募集期間中週2回程度）
和田	4/1-4/27	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月15日 18:30～	ラーバンセンター	19名 一般：6名 委員：10名 事務局：3名	・3/1地域協議会だより全戸配布（説明会、事前相談の周知） ・4/1募集要項全世帯配布	・有線ページング放送（募集期間中週2回程度）
高士	4/2～5/7	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月8日 18:30～	高士地区公民館	19名 一般：10名 委員：6名 事務局：3名	・2/15地域協議会だより全戸配布（説明会の周知） ・4/1募集要項全戸配布	
直江津	4/2～4/27	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月17日 10:00～ 個別相談は随時	レインボーセンター	30名 一般：17名 委員：10名 事務局：3名 説明会後の個別相談：1件	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	
有田	4/2～5/7	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月12日 18:30～ 個別相談は随時	カルチャーセンター	21名 一般：5名 委員：13名 事務局：3名 説明会後の個別相談：1件	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	
八千浦	4/2～5/7	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月22日 18:30～ 個別相談は随時	八千浦交流館はまぐみ	20名 一般：8名 委員：9名 事務局：3名 説明会後の個別相談：2件	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	
保倉	4/2～5/7	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月16日 18:30～ 個別相談は随時	保倉地区公民館	28名 一般：14名 委員：11名 事務局：3名 説明会後の個別相談：3件	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	
北諏訪	4/2～5/7	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月15日 18:30～ 個別相談は随時	北諏訪地区公民館	16名 一般：3名 委員：9名 事務局：3名 説明会後の個別相談：2件	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	
谷浜・桑取	4/2～4/27	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	3月10日 13:30～ 個別相談は随時	谷浜・桑取地区公民館	28名 一般：15名 委員：10名 事務局：3名 説明会後の個別相談：3件	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	
安塚	4/2～4/27	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	①事前相談 随時 (3/1～3/30) ②個別相談 随時 (4/2～4/27) ③活動報告会 (3/3) 時に説明	①、②安塚区総合事務所 ③安塚コミュニティプラザ	13件 ②12件 ③33人 (地域協議会委員10人、発表者12人、一般参加者11人)	・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線放送による相談会、募集期間の周知 ・事前相談会について、3/1班回覧
浦川原	4/1～4/30	業務時間外の受付を希望する場合は事前に相談	①事前相談 随時 (3/1～3/31) ②個別相談 随時 (4/1～4/30) 休日に相談する場合は、事前に連絡をもらう	浦川原区総合事務所	①2件 ②6件	・3/1地域協議会だよりにより事前相談掲載（全戸配布） ・3/1総合事務所だよりにより事前相談掲載（全戸配布） ・4/1総合事務所だよりにより募集開始掲載（全戸配布） ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線により事前相談会、募集期間の周知、募集開始を周知
大島	4/2～4/27	土・日曜日を除く	①事前相談 随時 (3/1～3/30) ②個別相談 随時 (4/2～4/27) ③説明会 3月15日(木) 午後6時～(成果発表会)	①②大島区総合事務所 ③大島就業改善センター	①0件 ②4件 ③27人 (地域協議会委員11人、発表者7人、一般参加者9人)	・3/1大島だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・3/1説明会周知チラシを班回覧 ・防災行政無線により随時周知
牧	4/2～4/20	土・日曜日を除く	①説明会 3月13日午後6時30分から ②個別相談 随時	①牧コミュニティプラザ ②牧区総合事務所	①16人（地域協議会委員6人、一般9人） ②6件	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線で随時周知
柿崎	4/2～4/18	土・日曜日を除く	①説明会 2/25(まちづくりフォーラム内で成果発表会開催) ②事前相談 3/1～3/30(土・日・祝日を除く)	①柿崎コミュニティプラザ ②柿崎区総合事務所	68人 (うち職員5人、地域協議会委員12人)	・3/15地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線で随時周知
大潟	4/2(月)～5/7(月)	土・日曜日を除く	①説明会 2/17(成果報告会で概要説明) ②事前相談 3/12～3/30(土・日・祝日を除く)	①大潟コミュニティプラザ ②大潟区総合事務所	①55名(うち事務局5名、地域協議会委員12名) ②4件	・4/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線で随時周知
頸城	4/2(月)～4/16(月)	土・日曜日を除く	・3月9日(地域活動支援事業報告会と同時開催) ・個別相談 随時	・ユートピアくびき希望館 ・頸城区総合事務所	50人 (うち事務局5人、地域協議会委員14人)	・3/15地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸回覧	・防災行政無線で随時周知

区	①募集期間	②土日の対応	③相談会・説明会			④周知方法	
			相談会・説明会日時	相談会・説明会会場	説明会参加者数	地域協議会だより、各区版募集要項の発行日	左記以外での周知方法
吉川	4/2(月)～ 4/20(金)	土・日曜日を除く	・事前相談 3/5～3/30(土日・祝日を除く) 又は随時	吉川区総合事務所	個別事前相談13人 (うち事務局4人、 地域協議会委員1人)	・3/1、4/1総合事務所だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸回覧	・防災行政無線により随時周知
中郷	4/2(月)～ 4/27(金)	土・日曜日を除く	事前相談 3/1～3/31(土日・祝日を除く) ・活動報告会 3/3	中郷区総合事務所	46名 (一般市民31名、 地域協議会委員10名、 事務局5名)	・3/1、4/1総合事務所だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線により随時周知
板倉	4/1(日)～ 5/2(水)	土・日曜日を除く	①説明会 3/22(木) 平成29年度地域活動支援事業活動報告会兼小学校の在り方に関する意見書(案)報告会 ②個別相談 3/1～随時	①板倉コミュニティプラザ3階市民ホール ②板倉区総合事務所	説明会56人(一般34人、委員14人、事務局8人) 事前相談10団体	・3/1地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・防災行政無線により随時周知 ・区内の活動団体にDM ・3/15の町内会長便で町内会長に報告会を再周知
清里	4/1(日)～ 4/27(金)	土・日曜日については、事前連絡必要	①事前相談 3/1～3/31(土日・祝日を含む)随時※相談日時の事前連絡必要 ②H29年度地域活動支援事業実績報告会で概要説明 3/15	①清里区総合事務所 ②清里コミュニティプラザ	①個別相談：11件 ②実績報告会参加者数：16名	・2/15総合事務所だよりにより事前相談案内掲載 ・3/1地域協議会だよりにより事前相談、募集案内掲載 ・3/15総合事務所だよりにより事前相談、募集案内掲載 ・4/1募集要項全戸配布 ・4/15総合事務所だよりにより募集案内掲載	・防災行政無線放送による相談会、募集期間の周知
三和	4/2(月)～ 4/20(金)	土・日曜日を除く	①説明会：3月15日(木) 18:30～(地域活動支援事業活動報告会) ②事前相談 3/1～3/31(土日・祝日を除く) (相談受付は随時)	①三和コミュニティプラザ3階 多目的ホール ②三和区総合事務所	①報告会参加者数：19名(報告団体15名、一般4名) ②個別相談：2件	・3/1 事前相談案内町内会巡回 ・3/15 三和区だより全戸配付 ・4/1 募集要項全戸配付 ・4/1 区内主要団体募集要項配付	・防災行政無線により随時周知
名立	4/2(月)～ 5/2(水)	土・日曜日を除く	①2月19日(月)～27日(火)に実施の行政懇談会で周知 ②個別の事前相談 随時	①小泊コミュニティセンター、名立地区公民館、円田荘、公民館下名立分館、公民館上名立分館、不動産地域生涯学習センター ②名立区総合事務所	①参加人数111人	・4/15地域協議会だより全戸配布 ・4/1募集要項全戸配布	・3/1区総合事務所だより及び3月中に防災行政無線で事前相談の受付周知 ・4/1区総合事務所だよりで募集周知 ・防災行政無線で随時募集周知 ・町内会長会議で募集周知

3 平成30年度 上限・下限、補助率等の設定

区	下限	上限	補助率、傾斜配分など	補助対象外	補助回数制限
高田	—	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	防犯灯のLED整備及び道路等社会資本の修繕を含む事業	なし
新道	5万円	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	町内会館の修繕、既存防犯灯のLED化（新設は可能）	
金谷	5万円	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
春日	5万円	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
諏訪	5万円	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
津有	5万円	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
三郷	1万円	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
和田	5万円	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
高士	1万円	—	補助率10/10以内、公益性・参加性2倍	なし	なし
直江津	—	—	補助率10/10以内（配分額を超える場合は一律に補助希望額に準じて減額） 公益性を3倍、必要性、実現性、参加性をそれぞれ2倍、発展性を1倍	なし	なし
有田	—	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
八千浦	—	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
保倉	—	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
北諏訪	—	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
谷浜・桑取	—	—	補助率10/10以内、傾斜配分なし	なし	なし
安塚	5万円	おおむね100万円	原則補助率100%（補助率を調整する場合あり）、1万円単位	防犯灯のLED整備事業	なし
浦川原	—	—	補助率10/10以下※提案の合計額が区の配分額を上回った場合に減額	なし	なし
大島	—	概ね100万円	・補助率10/10以内 ・事業内容、審査の結果により補助金額等の減額・調整を行う場合がある。	なし	同一事業は3回まで（平成24年度採択からの助成回数）
牧	—	100万円	・補助率原則100%（ただし、申請額が配分額を超えた場合、共通審査基準の採点を基に、傾斜配分により減額） ・傾斜配分により減額してもなお、牧区への配分額を上回った場合は一律減額する。傾斜配分の結果、配分額を下回った場合は地域協議会において2次募集の実施等について協議を行う。	なし	なし
柿崎	—	100万円	補助率 (1) 従前の補助採択の回数（事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。）が1のもの 10分の9 (2) 従前の補助採択の回数が2以上のもの 10分の8 (3) 前2号以外のもの 10分の10	なし	なし
大潟	—	—	・補助率は10/10以内 ※1,000円未満切り捨て ・事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額として申請した金額よりも減額して交付決定を行う場合がある。	防犯灯等のLED化	同一事業は3回まで（平成22年度採択からの助成回数）
頸城	5万円	—	原則補助率100% 傾斜配分あり 補助希望額の総額が予算額に満たない場合であっても、審査により減額する場合がある。	なし	なし
吉川	—	原則100万円 例外あり	1 補助率 ・原則補助対象経費の100%とする（補助率を調整する場合がある）。 2 補助金額 ・補助額の上限は原則100万円とする。ただし、効果が吉川区全域に及び、地域の活性化に大いに資する事業等、吉川区地域協議会が認めた場合は、上限を引き上げることができる。 ・1,000円未満の端数切り捨て	なし	なし
中郷	1万円	100万円 例外あり	・補助率 10/10以内。 ・防犯灯のLED化事業は平成27年度から対象外。 ・ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。	防犯灯等のLED化	なし
板倉	5万円	100万円	・補助率 補助対象経費に対し、10/10以内とする。 ・ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。	《補助対象としない事業》 ・防犯灯のLED整備事業 ・申請団体のみの交流促進に留まる事業 《補助対象としない経費》 イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等は、受益者負担とする。	①過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について十分確認・審査し、採択の可否を判断する。 ②複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しないこととする。

区	下限	上限	補助率、傾斜配分など	補助対象外	補助回数制限
清里	5万円	—	<ul style="list-style-type: none"> 補助率は補助対象経費の100%以内とし、審査の結果、補助率を引き下げることがある。 	なし	なし
三和	1万円	150万円	<ul style="list-style-type: none"> 補助率は10/10以内 事業内容、審査の結果により補助金額等の減額・調整を行うことがある。 13点未満は採択しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯等のLED化 防災器具の整備 	なし
名立	5万円	100万円	<ul style="list-style-type: none"> 原則補助率100%（千円単位）以内とし、審査の結果、申請金額の減額や条件付きとなる場合がある。 全市共通の審査項目と名立区独自の審査項目の合計50点満点中、審査員の全体の平均点が30点を上回る事業を採択する。 採択の結果、助成事業の補助金額の合計が名立区の配分額を超える場合は、採択した全事業について委員全体で協議し、補助金額を決定する。 	なし	なし

4 平成30年度 審査方法

		1 基本審査	2 具体的な審査方法について				3 プレゼン・ヒアリングの実施有無			4 提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応			5 具体的な審査方法
		○:基本審査を実施 ×:基本審査を実施しない	個人審査(採点)を実施	点数化は行わず、挙手等により採択	備考 (その他の方法など)	(書類審査の他)提案者によるプレゼンを実施	(書類審査の他)提案者に対するヒアリングを実施	書類審査のみ	関係する案件の審査に参加	関係する案件の審査に参加	備考 (不参加の理由など)		
1	高田区	○	○					○	○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、質問事項をセンターに送付する。センターは、提案者に質問事項を送付し、回答を得てQ&Aを作成する。委員は、Q&Aを確認し、さらに不明な点があれば、センターに連絡する。センターは、提案者に再質問内容を送付し、回答を得てQ&Aを修正する。委員は、提案書とQ&Aの内容を踏まえて、事業ごとに一枚ずつ用意された審査・採点シートにより、基本審査(適合する・しない)と共通審査(採点)を行いセンターに採点シートを提出する。その際、基本審査で「適合しない」とした事業はその理由を付すとともに、次の共通審査は行わない。センターは、採点結果を集計する。地域協議会は、採択する事業と補助金額を決定する。基本審査で過半数の委員が「適合する」と判断した事業のうち、共通審査の点数が高い順に、予算の範囲内で採択し、次点の事業は満額を補助できないため不採択とする。	
2	新道区	○	○				○		○		審査の公平性を確保するため、該当事業の審査から除外する。	提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認後、協議会で提案事業に関する疑問点の洗い出しを行った後、全事業のヒアリングを実施。委員は提案書とヒアリングの結果を基に自宅で基本審査及び採点を行い、採点票を事務局へ提出。事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。 【備考】除外する事業:町内会館の修繕、既存防犯灯のLED化(新設のみ可) ※ユニフォーム等は提案内容を斟酌し内容を見て判断	
3	金谷区	○	○				○		○			提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認する。審査・採点は2日間に分けて行うが、委員の協議により同日に行うことができる。審査1日目に、まず提案のあった事業について委員による全体協議を行い、その結果を踏まえ、事業ごとに基本審査(適合する・しない)を行う。基本審査で過半数の委員が「適合しない」とした事業は、不採択となり、以下の審査は行わない。続いて優先採択審査(該当する・しない)を行い、「優先採択事業」か「その他の事業」かを定める。審査2日目に、まずプレゼンテーション及び質疑応答を行う。その結果を踏まえ、事業ごとに共通審査(採点)を行い、事務局へ採点シートを提出する。事務局で集計後、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。過半数の委員が基本審査で「適合しない」と判断した事業と、共通審査が満点の半数未満の事業は不採択となる。不採択事業を除き、優先採択事業とその他の事業ごとに共通審査の点数が高い順に順位付けを行い、優先採択事業を高得点順に並べ、その下位にその他の事業を高得点順に並べる。予算の範囲内で事業を採択し、事業の補助額を協議する。	
4	春日区	×	○				○		○		当該事業を擁護する発言は自粛する。 協議会委員はプレゼンテーションも自粛する。	①事務局は、提案書の写し(「共通質問」I+IIの回答を含む)を委員に事前配布。(内容…I:プレゼンテーションを希望するか否かの調べ II:事業を達成するために要する最低限の費目とその額の調べ) ②委員は、提案書を確認し、共通質問以外の「個別質問」がある事業については、その内容を事務局に送付する。(1事業につき最大3問) ③事務局は、委員に「個別質問」をとりまとめて送付する。 ④委員は、とりまとめた「個別質問」により、課題の共有と、質問事項の確定を行う。(1事業につき最大5問)(協議会の開催) ⑤事務局は、提案者に確定した「個別質問票一覧」を送付する。 ⑥-1)プレゼンテーションを実施する提案者は、「個別質問」をその場で「口頭で」回答する。なお、事前にお伝えした質問の回答に不明な点がある場合のみ再質問することができる。この場合、委員の中から選出された者が、その質問内容が何うに相応しいか(意見や要望になっていないか)を判断・整理し、許可した質問だけを提案者に回答を求めていく。(協議会の開催) ⑥-2)プレゼンテーションを実施しない提案者は、「個別質問」を文書回答し、事務局が集約して委員宛に送付する。 ⑦委員は、⑥の内容を踏まえて、「意見交換会」を実施する(協議会の開催) ⑧委員は自宅等にて、共通審査(採点)を行い、事務局に採点シート及び減点案調整シートを提出する。 ⑨事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。(協議会の開催) 【備考】 ・事業提案書に加えて、別紙「共通質問」を合わせて提出してもらう。(上記①関連) ・提案内容に質問事項がある場合、委員は「個別質問」を作成する。(上記②関連) ・プレゼンテーション実施団体は、その場で口頭回答する。非実施団体は、書面回答。(上記⑤関連)	
5	諏訪区	○	○				○		○		審査の公平性を確保するため、該当事業の審査から除外する。	提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会で全事業を対象にヒアリングを実施。委員は提案書とヒアリングの結果を基に基本審査及び採点を行う。事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。(ヒアリングと審査・採点を同日に行うか否かは、提案件数によって協議会が判断する)	

4 平成30年度 審査方法

		1 基本審査		2 具体的な審査方法について			3 プレゼン・ヒアリングの実施有無			4 提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応			5 具体的な審査方法
		○:基本審査を実施 ×:基本審査を実施しない	個人審査(採点)を実施	点数化は行わず、挙手等により採択	備考 (その他の方法など)	(書類審査の他)提案者によるプレゼンを実施	(書類審査の他)提案者に対するヒアリングを実施	書類審査のみ	関係する案件の審査に参加	関係する案件の審査に参加	備考 (不参加の理由など)		
6	津有区	○	○							○	地域協議会委員が提案団体の代表者であった場合、審査の公平性を確保するため、該当事業の審査から除外する。	提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認後、協議会でヒアリングを実施(継続事業で内容が前回と変わらない場合は省略する場合あり)。委員は提案書とヒアリングの結果を基に自宅の基本審査及び採点を行い、採点票を事務局へ提出。事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。 (基本審査を不適格とした委員の点数を0点として扱い、審査に参加した委員で平均点を算出する。)	
7	三郷区	○	○				○			○		提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、現地確認が必要とされた事業は各自で現地を確認したうえで、協議会でプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。委員は事業ごとに、提案書、現地確認、プレゼンテーション及び質疑応答内容を基に、先ず基本審査(適合する・しない)を行い、事務局で結果を集計する(過半数の委員が「適合しない」とした事業は優先採択審査と共通審査は行わない)。次に委員は、優先採択審査(該当する・しない)と共通審査(採点)を行い、事務局へ採点シートを提出する。事務局で集計後、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。過半数の委員が基本審査で「適合しない」と判断した事業を除き、優先採択事業とその他の事業ごとに共通審査の点数が高い順に順位付けを行い、優先採択事業を高得点順に並べ、その下位にその他の事業を高得点順に並べる。予算の範囲内で事業を採択し、事業の補助額を協議する。	
8	和田区	○	○				○			○		提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。委員は事業ごとに、提案書、プレゼンテーション及び質疑応答内容を基に基本審査(適合する・しない)、優先採択審査(該当する・しない)と共通審査(採点)を行い事務局へ採点シートを提出する(共通審査で「適合しない」とした委員は、当該事業については優先採択審査と共通審査は行わない)。事務局で集計後、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。過半数の委員が基本審査で「適合する」と判断した事業のうち、優先採択事業とその他の事業ごとに共通審査の点数が高い順に順位付けを行い、優先採択事業を高得点順に並べ、その下位にその他の事業を高得点順に並べる。予算の範囲内で事業を採択し、事業の補助額を協議する。	
9	高士区	○	○							○		提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認後、協議会でヒアリングを実施(土木工事など場合によっては、必要に応じて現場での説明を求めるとする)。委員は、提案書とヒアリング内容を基に自宅の基本審査及び採点を行い、事務局へ採点票を返送。事務局で集計後、全体協議を経て採択決定。	
10	直江津区	○	○							○	○	提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、疑義ある部分について質問票を提出。質問票の回答を受け、委員は、提案書、質問票の回答、全体協議をもとに、採点を行う。事務局へ採点結果を提出。個別採点の採択基準は、50点満点中30点以上とし、委員の過半数が30点以上としたものを採択とする。なお、同数となった場合は全体協議を行い採択を決定する。	
11	有田区	○		○						○		提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でヒアリング及び質疑応答を実施する。委員は提案書、ヒアリング及び質疑応答の内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。	
12	八千浦区	○		○						○		提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でヒアリング及び質疑応答を実施する。委員は提案書、ヒアリング及び質疑応答の内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。	
13	保倉区	○		○						○		提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、事業費が20万円以上の事業についてのみ協議会でヒアリング及び質疑応答を実施する。委員は提案書、ヒアリング及び質疑応答の内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。	
14	北諏訪区	○		○						○		提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でヒアリング及び質疑応答を実施する。委員は提案書、ヒアリング及び質疑応答の内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。	
15	谷浜・桑取区	○		○						○		提案書の写しを事前配布。委員は提案書を確認し、協議会でヒアリング及び質疑応答を実施する。委員は提案書、ヒアリング及び質疑応答の内容をもとに審査を行い、全体協議を経て補助金額と採択事業を決定する。	

4 平成30年度 審査方法

		1 基本審査		2 具体的な審査方法について			3 プレゼン・ヒアリングの実施有無			4 提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応			5 具体的な審査方法
		○:基本審査を実施 ×:基本審査を実施しない	個人審査(採点)を実施	点数化は行わず、挙手等により採択	備考 (その他の方法など)	(書類審査の他)提案者によるプレゼンを実施	(書類審査の他)提案者に対するヒアリングを実施	書類審査のみ	関係する案件の審査に参加	関係する案件の審査に参加	備考 (不参加の理由など)		
16	安塚区	○	○			○				○	委員が代表者となっている団体等が提案者の場合、当該委員は当該案件の採点には加わらない。	①委員に提案書の写しを事前配布する。 ②提案者によるプレゼンを実施した後、委員は採点し、採点票を事務局に提出する。 ③事務局で集計を行った後、地域協議会で採点結果一覧を参考に採択事業と補助金額等を協議し決定する。共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択と決めてあるため、これに基づき審査を行う。	
17	浦川原区	○	○			○			○			①委員に提案書を事前送付 ②提案された全ての案件について、提案者によるプレゼンテーションを実施(1案件当たり25分以内、提案数により時間調整)、委員はプレゼンテーションの終了後に会場内にて個人採点し、採点票を事務局に提出 ③事務局で個人採点を集計 ④地域協議会を開催し、個人採点結果一覧を参考に事業効果等を議論のうえ、全体審査を行い、採否決定	
18	大島区	○	○			○				○	提案者(団体の代表者又は個人)が委員である場合、または密接な関係者である場合は、審査から外れた方がよいという地域協議会からの提案による。	①提案事業一覧表及び提案書の写しを事前配付 ②審査にあたり、提案者の説明(プレゼンテーション)と質疑応答を実施する。なお、現地確認できる提案事業については、現地にてプレゼンテーションを行う。 ③提案事業について、4人1組のグループで検討する。 ④グループ検討の結果を参考にしながら、各委員が個別に採点票に評価結果を記入する。 ⑤総合事務所は記入後の採点票をすべて回収し、評価項目ごとの平均点とその合計点の算出結果等を各委員に提示する。 ⑥地域協議会は算出結果を参考にしながら、総合的に採択すべき事業等について検討し、採否を決定する。	
19	牧区	○	○						○			①委員に提案書を事前送付。 ②提案された全ての案件について、ヒアリングを実施。 ③審査票(基本審査項目、牧区採択方針項目)の○×を集計し、それぞれの項目で委員の半数以上の○で事業採択(一次審査)。 ④一次審査で採択された事業について共通審査項目による採点を行い、採点数により傾斜配分(平均54点以上10/10、41点以上9/10、28点以上8/10、28点未満7/10)を行う(二次審査)。 ⑤二次審査の結果、補助金希望額の総額が牧区配分額内であれば補助金額を確定し、それを上回った場合は一律減額する。 ⑥地域協議会を開催し、事業別採点一覧表等を基に協議し、採択事業、補助金額を決定。	
20	柿崎区	○	○			○				○	利害関係者は審査から外れた方がよいという地域協議会からの提案による。 柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項 (委員の除斥) 第1 地域協議会委員が役員(会長、副会長)を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参加することができない。	①事前に提案書の写しと質問票を委員へ送付 ②地域協議会で協議し、各事業の基本審査を行い、「適合」「不適合」を判断 ③事前質問の取りまとめ ④質問事項を提案団体へ送付(団体は質問事項に対し、文書で回答する。) ⑤地域協議会がプレゼンテーションを実施 (1事業当たり10分以内とし、説明時間を6分以内とする。継続事業の場合、委員からの要請又は団体から希望があった場合だけ、プレゼンテーションを行う。) ⑥委員による個別採点 ⑦採点票を回収、集計 ⑧地域協議会で審査、採択事業を決定	

4 平成30年度 審査方法

		1 基本審査		2 具体的な審査方法について			3 プレゼン・ヒアリングの実施有無			4 提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応			5 具体的な審査方法
		○:基本審査を実施 ×:基本審査を実施しない	個人審査(採点)を実施	点数化は行わず、挙手等により採択	備考 (その他の方法など)	(書類審査の他)提案者によるプレゼンを実施	(書類審査の他)提案者に対するヒアリングを実施	書類審査のみ	関係する案件の審査に参加	関係する案件の審査に参加	備考 (不参加の理由など)		
21	大潟区	○	○			○			○			<p>①事前に提案書の写しを委員へ送付(各自内容を確認)</p> <p>②審査員全員で意見交換及び質問の取りまとめ</p> <p>③提案者へ質問事項送付</p> <p>④提案事業ごとにプレゼンを行いながら質問書の回答を確認する。</p> <p>⑤基本審査(地域活動支援事業の目的との適合)</p> <p>⑥共通審査(採点、集計)</p> <p>・最高と最低の得点で評価した審査員の得点を除外し、残りの審査員の得点で評価する。</p> <p>⑦採択方針との適合(優先して採択する事業の仕分け)</p> <p>・出席した審査員のうち、1/2以上の審査員が大潟区採択方針に適合していると判断した事業を、「優先して採択する事業」とし、1/2未満の事業は「その他の事業」とする。</p> <p>⑧採択事業・補助額の決定</p> <p>・「優先して採択する事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で、採択事業・補助額を決定する。</p> <p>・「優先して採択する事業」の平均点12.5点未満の事業は不採択とする。</p> <p>・配分額に余りがある場合は、「その他の事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で採択・補助額を決定する。</p> <p>・「その他の事業」の平均点12.5点未満の事業は不採択、平均点12.5点以上15点未満は協議のうえ決定する。</p> <p>・区配分額に達した時点における提案事業は、提案者に補助金交付予定額による事業の実施可否を確認した上で、採択(又は辞退)を決定する。ただし、協議により、他の提案事業の補助率や補助金額を減額することにより調整を図ることを妨げない。</p> <p>・辞退があった場合は、次点の提案事業を繰り上げて採択することができる。</p> <p>⑨採択する事業に関わるその他の協議(結果通知の特記事項に記載)…交付条件 ※②の委員意見交換は勉強会。</p>	
22	頸城区	○	○			○			○		<p>利害関係者は審査から外れた方がよいという地域協議会からの提案による。</p>	<p>①プレゼンテーション前に、委員へ提案書の写しと質問票を送付する。</p> <p>②委員から質問票の提出を受け、提案者へ質問票を送付し、質問内容を踏まえたプレゼンテーションを依頼。</p> <p>③地域協議会で提案書、プレゼンの内容を基に、基本審査の該当等の事前審査を行う。(必要に応じて勉強会や現地視察を実施)。</p> <p>④各提案事業毎に、「地域活動支援事業の目的と合致しているか」「頸城区地域活動支援事業の採択方針と合致しているか」を会長が全委員に確認し、意見を統一する。(欠席者にはその旨後日伝える)。なお、全員協議会で前記のとおり意見が統一されたことについて、採択時の地域協議会の際に、会長がその旨報告する。</p> <p>⑤その後委員は共通審査で採点し、地域協議会において、傾斜配分の合計点数の上位から配分額の範囲内で提案事業の可否と助成額を決定する(希望額満額の決定にならない場合は、事前に提案者にその旨説明し、承諾を得た場合に採択する)。</p>	
23	吉川区	○	○			○	○ (必要に応じて実施)		○		<p>【内規から抜粋・提案当事者の審査への参加】 提案者及び提案団体の代表者は採点に加わることはできない。ただし、協議に参加することを除外するものではない。</p>	<p>①提案書の写しと質問票を委員へ事前配布し、後日質問票を回収する。提案者に委員からの質問に対する回答を依頼する。</p> <p>②プレゼンテーションは原則必須とする。必要に応じてヒアリングを実施する。</p> <p>③委員は提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に審査(勉強会や必要に応じて現地視察を実施)。</p> <p>④その結果を踏まえ地域協議会において助成の可否と助成額を決定する。</p>	
24	中郷区	○	○			○			○		<p>①各委員に提案書の写しを配布。</p> <p>②プレゼンテーションを実施。時間内に質問しきれない場合、提案者に質問を書面で送付し、書面で回答を求める。</p> <p>③質問に対する回答を各委員に配布すると同時に、審査(採点)を行う。</p> <p>④採択事業を決定する地域協議会に審査結果及び採点による順位を委員に提示し、上位から額を内定させ、配分額に達するまで採択。配分額が補助希望額に至らない場合、提案団体に残額の補助しか出来ない事を伝え、事業の実施の可否を確認し、実施する場合は残額を補助する。それ以下の事業は採択基準を上回っていたとしても補助金を配分しない。</p> <p>※なお、過去の採択において、配分額が補助希望額に至らない団体には、事前に残額分しか補助出来ない事を伝え、事業の実施の可否を確認してきたが、全ての団体で実施するという返答であり、実施出来ないと回答された場合、その次の順位に残額を補助する等は、その時の地域協議会において決定すると思われる。</p>		

4 平成30年度 審査方法

		1 基本審査	2 具体的な審査方法について			3 プレゼン・ヒアリングの実施有無			4 提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応			5 具体的な審査方法
		○:基本審査を実施 ×:基本審査を実施しない	個人審査(採点)を実施	点数化は行わず、挙手等により採択	備考 (その他の方法など)	(書類審査の他)提案者によるプレゼンを実施	(書類審査の他)提案者に対するヒアリングを実施	書類審査のみ	関係する案件の審査に参加	関係する案件の審査に参加	備考 (不参加の理由など)	
25	板倉区	×	○							○	<p>利害関係者は審査から外れた方がよいという地域協議会からの提案による。(委員が、代表者・担当者の場合)</p> <p>(1)事務局による事業説明 ・提案事業一覧及び提案書 ・現地確認</p> <p>(2)提案者へのヒアリング ・提案者へ質問・回答</p> <p>(3)採点票の記入 ・各委員(無記名)は、評価結果を採点票に記入する。 ・採択方針との整合については、提案された事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のどの項目に該当するか、いずれか1つに○印を記入する。 ・共通審査基準については、各審査項目に5点を配点し、1事業当たり25点満点とする。ただし、「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点を行わない。 ・各項目を5段階評価し、0点は付けない。 ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、提案事業の審査はできない。</p> <p>(4)採点票の回収、採点結果一覧の作成 ・総合事務所は、共通審査基準の各審査項目の平均点とその合計の算出等を行う。 ・板倉区の採択方針との整合及び共通審査基準の合計が高い順に申請事業を並べ替えた一覧を作成する。</p> <p>(5)採択すべき事業、採択すべきでない事業についての協議 ①板倉区の採択方針との整合の審査 ②共通審査項目の最低基準の設定 ・各審査項目の平均点の合計が10点以下の事業は、「採択すべきでない事業」とする。</p> <p>(6)採択すべき事業の選定及び助成金額の確認 ・「優先して採択すべき事業」は、得点が上位の事業から採択すべき事業とする。 ・「優先して採択すべき事業」は、内容を精査し採択額を決定するが、採択額は補助金希望額とならない場合がある。 ・採択額は今年度の板倉区分額の範囲で決定する。 ・配分額に余りがある場合に限り、「その他の事業」の得点が上位の事業から採択すべき事業とする。 ・残額が生じた場合は、必要に応じて追加募集を行う。</p>	
26	清里区	○	○							○	<p>利害関係者は審査から外れた方がよいという地域協議会からの提案による。</p> <p>①提案事業一覧表、提案書の写しを事前配布。 ②提案者によるプレゼンテーションを実施し、質疑・意見交換を行う。 ③事務局に採点表を提出。 ④採点集計結果を基に、基本審査、採択方針審査における適合性、共通審査基準の採点数により採択・不採択を審査、決定し、共通審査基準の評点の高いものから順に採択した事業の補助金額を決定する。</p>	
27	三和区	○	○							○	<p>①提案書の写しを事前配付する。 ②委員は質問があるときは事務局に報告する。 ③事務局は委員からの質問事項を取りまとめ提案者に送付する。 ④プレゼンテーション・ヒアリングを行う。 ⑤地域協議会において審査(個人採点)を行い集計する。審査結果一覧に基づき、下限点数以上の事業のうち、採択方針に適合する事業を優先し、得点上位者から順次予算配分額に達するまで採択する。予算額を超えることとなったボーダーライン上の事業は予算額の残額を補助額とする。ただし、辞退があったときは次点の提案事業を繰り上げて採択する。 (ボーダーライン上の事業及びその下位の事業で採択ラインに達している事業について、事業内容等を勘案し全体協議を経て、補助金額等を調整し採択する場合がある。)</p> <p>委員が代表者となっている団体等が提案者の場合、当該委員は当該案件の審査、協議、採点には加わらない。 ※委員が提案事業に関わっている場合、審査等に加わるかどうかは当該委員の自主判断による。 (地域協議会での協議により決定)</p>	

4 平成30年度 審査方法

	1 基本審査 ○:基本審査を実施 ×:基本審査を実施しない	2 具体的な審査方法について			3 プレゼン・ヒアリングの実施有無			4 提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応			5 具体的な審査方法
		個人審査(採点)を実施	点数化は行わず、挙手等により採択	備考 (その他の方法など)	(書類審査の他)提案者によるプレゼンを実施	(書類審査の他)提案者に対するヒアリングを実施	書類審査のみ	関係する案件の審査に参加	関係する案件の審査に参加	備考 (不参加の理由など)	
28 名立区	×	○			○				○	<p>名立区審査方針で、提案事業の審査に際し、地域協議会の委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査から外れる。</p>	<p>①委員に提案書の写しを事前配付する。 ②委員は疑義や不明な点等があるときは事務局に報告する。 ③事務局は委員からの質問事項を取りまとめ提案者に送付する。 ④審査にあたり、必要に応じて提案者の説明(プレゼンテーション)を実施し、提案者との質疑応答の後、採点を行うものとする。 ・提案者による事業説明は5分以内、説明後の質疑応答は5分以内とする。 ・提案された事業内容の採択にあたり、条件を付けたり、補助金を減額する可能性があることを提案者に事前に説明し、了解を求める。 ・全市共通の審査項目と名立区独自の審査項目の合計50点満点の採点を行う。 ・提案書を受け付ける段階で、地域活動支援事業の目的と合致しているか確認していることから、基本審査は行わない。(平成29年度から廃止。) ⑤審査委員全体の平均点が30点を上回るものを採択とし、提案事業の補助希望額が予算額を超える場合は、地域協議会において予算の範囲内になるよう調整する。 ⑥採点後にそれぞれの提案事業ごとに委員全体で協議し、点数を確定させて採択等を決定する。また、採択の可否決定後に採択条件や不採択理由など、提案者に伝える事項がある場合は、具体的な内容について、委員全体で協議する。 ⑦提案事業の補助希望額が名立区の配分額を超える場合は、採択した事業について委員全体で協議し、補助金額を決定する。</p>

地域協議会の見直し結果等

資料№4-5

NO.	項目	回答又は参考情報
1	地域協議会名	区地域協議会
2	<p>見直し検討対象の項目について</p> <p>(1)「地域課題の解決に向けて、(採択方針の)精査が必要がある」等を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p> <p>(2)「提案団体の自立化に向けた取組は必要」等を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p> <p>(3)「新規案件の掘り起しに向けた取組が必要」等を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p>	<p>[市の案]</p> <ul style="list-style-type: none"> 採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項(地域課題の解消を急ぐ事業)を分かりやすく表現(追加) (例)「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」 「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあつて解決する事業」 補助金の効果を広く地域に波及するため、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を原則として補助対象外に整理 補助金の効果を直接地域に波及するため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理 <p>①見直しを行った ①見直しを行わなかった</p> <p>・</p> <p>(見直し前) ・ (見直し後) ・</p> <p>[市の案]</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、事業費に対する補助率を見直し <p>①見直しを行った ①見直しを行わなかった</p> <p>・</p> <p>(見直し前) ・ (見直し後) ・</p> <p>[市の案]</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案団体が新たな事業を創出する誘因となるよう、同じ事業を連続して提案・採択する場合の補助率を見直し <p>①見直しを行った ①見直しを行わなかった</p> <p>・</p> <p>(見直し前) ・ (見直し後) ・</p>

NO.	項目	回答又は参考情報
	<p>(4)「ソフト活動を支援の主な対象と考える基準を明確にし、全市一律に見直すことが適当」等を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p>	<p>[市の案] ・各区で基準を明確にするとともに、基準の案として特定の科目に係る事業費上限割合制を導入</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しを行った <input type="checkbox"/> 見直しを行わなかった</p> <p>・</p> <p>(見直し前) ・ (見直し後) ・</p>
	<p>(5)「追加募集実施に当たっての統一基準が必要」を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p>	<p>[市の案] ・各区で検討の上、追加募集を廃止</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しを行った <input type="checkbox"/> 見直しを行わなかった</p> <p>・</p> <p>(見直し前) ・ (見直し後) ・</p>
	<p>(6)「提案団体と関わりの強い委員がその事業の審査に関わるかの判断について、全市的に共通するルールを設定することが適当」を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p>	<p>[市の案] ・各区で取扱いを検討するが、提案団体と案件を審査する委員の関係性を整理</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しを行った <input type="checkbox"/> 見直しを行わなかった</p> <p>・</p> <p>(見直し前) ・ (見直し後) ・</p>
3	<p>上記2以外(見直し検討対象以外)の見直しについて</p> <p>①見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p> <p>②見直しを行った理由</p>	<p>(見直し前) ・ (見直し後) ・</p> <p>・</p>
4	<p>見直しの検討過程について</p> <p>①検討で考慮した点について (自由記述)</p> <p>②地域協議会での主体的な見直しに向けて検討したい事項について (自由記述)</p> <p>③上記②を実現するために、市の協力を得たい事項について (自由記述)</p>	<p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>

上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について

1 改正理由

平成31年10月からの消費税率の引上げを受け、安塚雪だるま高原施設の利用料金の上限額を改定するとともに、久比岐野の入浴利用とゆきだるま温泉の浴場の利用料金及び年齢区分の見直しを行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。

施設の名称	区 分		単 位	現 行	改定後		
キューピット ビレッジ	キューピット ビレッジ	宿泊利用	1人1泊	15,430円	15,720円		
		日帰り利用	1室1回	5,150円	5,240円		
	久比岐野	宿泊利用	1人1泊	8,230円	8,380円		
		日帰り利用	1室1回	20,580円	20,960円		
		入浴利用	1人1回	1,030円	大人	600円	
					小学生以下 (※)	350円	
	キューピット バレイスキー 場	センターハウ ス	食堂	1回	102,860円	104,770円	
			ホール		51,430円	52,390円	
			休憩室		51,430円	52,390円	
	プラザ2			51,430円	52,390円		
	プラザ3			51,430円	52,390円		
	ゴンドラ		1人1回	2,060円	2,100円		
	リフト			1,030円	1,050円		
	テニスコート		1面2時間	2,060円	2,100円		
	サマーボブスレー		1回	520円	530円		
	パークゴルフ			1,030円	1,050円		
ふれあい昆虫館		1人	310円	320円			
棚田動植物公 園	キャンプ場	火炊き場及 び炊事場	1人	520円	530円		
菱ヶ岳グリー ンパーク	キャンプ場	貸テント	1張	2,060円	2,100円		
		テント持込 み		720円	740円		
		火炊き場及 び炊事場	1人	110円	110円		

ゆきだるま温泉 雪の湯	浴場	1 人 1 回	1,030 円	大人	700 円
				小学生以下 (※)	350 円
	広間	1 室 1 回	30,860 円	31,430 円	
	個室		30,860 円	31,430 円	

※ 3歳未満は、無料とする。

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。

3 施行期日

平成31年10月1日

4 その他

施設の利用料金は、2(1)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額となります。

平成31年市議会3月定例会向け 諮問除外事項報告表(①統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定)

資料No6

	諮問除外事項名 (諮問した場合の案件名)	諮問除外事項の内容 (諮問した場合の諮問内容・理由)	対象 協議会名	施設所在地	実施日 (変更する日)	現在の使用 料	変更後の使用料	担当課等	担当者名 連絡先	備考 (自治・地域振興課 への連絡事項等)
1	菱の里の利用料金の上限額の変更について	消費税増税に対応するため、菱の里の利用料金の上限額について、消費税分の値上げを行う。	安塚区	上越市安塚区二本木 702番地	平成31年10月1日	宿泊室 3,090円	宿泊室 3,150円	教育総務課	森主任 内線616-1031	

平成31年市議会3月定例会向け 諮問除外事項報告表(①統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定)

資料No7-1

	諮問除外事項名 (諮問した場合の案件名)	諮問除外事項の内容 (諮問した場合の諮問内容・理由)	対象 協議会名	施設所在地	実施日 (変更する日)	現在の使用 料	変更後の使用料	担当課等	担当者名 連絡先	備考 (自治・地域振興課 への連絡事項等)
1	六夜山荘の利用料金の上限額及び附属設備の利用料金の上限額の変更について	消費税増税の対応するため、温浴全施設の宿泊料金や貸室料金を含むすべての利用料金について消費税分の値上げを行う。	安塚区	上越市安塚区細野1151番地1	平成31年10月1日	別紙「改定額一覧表(案)」のとおり	別紙「改定額一覧表(案)」のとおり	農村振興課	内山係長 内線1717	

改定額一覧表(案)

資料No7-2

No.	条例名	改正条文	施設	所在地	対象協議会名	現行規定						改正案				
						区分1	区分2	区分3	区分4	単位	現行上限額 (消費税8%)	(参考)摘要	改定料金	引上げ額	(参考)摘要	
1	上越市六夜山荘条例	別表(第15条関係)	六夜山荘	安塚区細野1151番地1	安塚区	宿泊室	宿泊利用				1人	4,940	飲食料金を除く	5,030	90	飲食料金を除く
							日帰り利用				1室	2,160	飲食料金を除く	2,200	40	飲食料金を除く
							交流室				1室	10,290	飲食料金を除く	10,480	190	飲食料金を除く

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

- (1) 評価結果の公表
 - ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表
- (2) 評価結果の反映
 - ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
 - ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）
- (3) 関係者との協議
 - ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。

安塚診療所からのお知らせ

○平成 31 年 4 月 1 日（月）から診療体制が変更となります。

- ・金曜日は、午後も通常診療を行います。
- ・土曜日は、第 1・第 3・第 5 のみ診療を行い、第 2・第 4 を休診します。

○診療日・受付時間は、次のとおりです。

受付時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日 第 1・第 3 第 5 のみ
午前 (8:30~11:30)	太田 医師	太田 医師	太田 医師	太田 医師	太田 医師	太田 医師
午後 (2:30~4:30)	太田 医師	太田 医師	休診	太田 医師	太田 医師	休診

※ 竹内医師は、平成 31 年 3 月末でお辞めになります。

安塚診療所
電話：025-592-3330